

その他資料

函南町下水道事業審議会
令和8年度第1回資料

令和8年9月4日

函南町 建設経済部 上下水道課

目 次

1 下水道事業審議会について	P. 1～2
2 平成 28 年度下水道事業審議会答申	P. 3～4
3 令和元年度下水道事業審議会答申	P. 5～6
4 令和6年度下水道事業経営戦略【概要版】	P. 7～9
5 令和6年度下水道事業経営戦略	P. 11～54
6 令和6年度経営比較分析表	P. 55～56
7 函南町公共下水道ストックマネジメント計画	P. 57～62
8 令和8年度の地方公営企業繰出基準について(通知)【抜粋】	P. 63～74
9 経常収支比率の改善に向けた取組について	P. 75～77
10 下水道用語集	P. 78～81

下水道事業審議会について

函南町下水道事業審議会条例

(1) 函南町下水道事業審議会とは（条例 第1条）

下水道事業の円滑な管理運営を図るため函南町下水道事業審議会を置く。

(2) 函南町下水道事業審議会の審議事項について（条例 第2条）

- ・下水道事業の受益者負担金、分担金及び使用料に関すること。
- ・その他、町長が必要と認める事項に関すること。

(3) 組織（審議会委員）について（同条例 第3条及び第4条）

- ・審議会委員 10 人以内をもって組織し、町議会議員、学識経験者及び下水道の利用者のうちから町長が委嘱します。
- ・任期は審議会で諮問された事項の審議が終了するまでとなります。

(4) 幹事について（同条例 第6条）

- ・審議会の庶務をするため幹事若干人を置く。幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(設置)

第 1 条 下水道事業の円滑な管理運営を図るため函南町下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 下水道事業の受益者負担金、分担金及び使用料に関すること。
- (2) その他、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、町議会議員、学識経験者及び下水道の利用者のうちから、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、前条に係る事項の審議を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 審議会は、公開する。ただし、委員の過半数の承諾があるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(幹事)

第 6 条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日条例第 3 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 17 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 14 日条例第 5 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

函 下 審 第 4 号
平成 29 年 1 月 20 日

函南町長 森 延 彦 様

函南町下水道事業審議会
会 長 中 野



函南町下水道事業の使用料について（答申）

平成 28 年 8 月 22 日付け函上第 525 号により、諮問のあったことについて、下記のとおり答申する。

記

1. はじめに

函南町の公共下水道事業は、昭和 60 年 10 月に供用開始されて以来 31 年が経過し、町の人口の約 70%にあたる 26,677 人が、下水道整備区域で生活をしており、下水道使用者は年々増加し、流入汚水量も同様に増加している。

現行の下水道使用料は、平成 8 年 10 月に料金の改定がされ、その後消費税の改定による見直しはあったものの、料金は 20 年間据え置かれ、現在に至っている。

下水道事業の投資的経費（下水道管路の布設等）は、町の負担であり、維持管理に係る経費については、受益者負担となっている。また、汚水処理は、静岡県が維持管理する狩野川東部浄化センターで行われている。県の汚水処理に関する維持管理費も年々増加の傾向にあり、平成 27 年度に 1 m³当たり 69 円であった処理単価が、平成 28 年度には 77 円、平成 30 年度には、99 円となることが決定している。これは、ここ数年の労務費や電気代等の上昇の影響を受けたもので、東部浄化センター汚水処理に係る負担金が、下水道利用者の負担する使用料を上回る状況が発生している。

下水道使用料は、公共料金であり町民の生活に直接影響を及ぼすため、水洗化の促進による下水道使用料の増加を図る一方、事業の合理化・効率化を図り経費の節減を行い、収支の均衡を図るための努力を重ねているが、引続き収支のバランスを保ち下水道事業を運営していくためには、料金の改定が必要な時期であると判断される。

当審議会は、3 回にわたり審議を重ねた結果、次のとおり意見をまとめた。

2. 使用料対象経費及び使用料体系

下水道使用料は、狩野川東部浄化センターの汚水処理にかかる経費（人件費・動力費・薬品費・施設補修費等）の負担金と、町の下水道の維持管理費（管渠維持、使用料徴収、水洗化の促進に係る経費）を賄うことを基本的な考え方としている。

今回の改定にあたり、狩野川東部浄化センター汚水処理単価と責任水量によって算定した負担金と町の維持管理費等を賄うためには、1 m³当たり 105 円（現行 80 円）が必

要であるが、現在の社会情勢と町民の負担軽減を図るため、2段階での料金改定とし、1段階目として、平成29年度から概ね3年間で1 m³当たり100円とし、その後2段階目として1 m³当たり105円とする。これにより、一時的に発生する不足額は、町の一般会計からの借入としての繰入金増額により調整し、その後の料金改定により借入分の返済を行うことが妥当と判断する。

また、子育て世代や高齢者を抱える世帯など水を多く使用する家庭に配慮し、基本料金の20 m³を超える場合に設定した超過加算は行わないこととし、使用料金体系は、基本料金を従来どおり20 m³までとし、超過料金は、従量累進制を廃止し、一律基本単価とする。

下水道使用料（2ヶ月につき）

1段階目

（税抜）

種別	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1 m ³ につき
一般分	20 m ³ まで 2,000 円		21 m ³ 以上	100 円
一時使用	1 m ³ につき			100 円

2段階目

（税抜）

種別	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1 m ³ につき
一般分	20 m ³ まで 2,100 円		21 m ³ 以上	105 円
一時使用	1 m ³ につき			105 円

3. 改定時期

1段階目の実施時期は、平成29年度からとし、2段階目の実施時期は、平成32年度とすることが妥当と考えるが、今後の経済情勢や狩野川東部浄化センターの維持管理費の動向を見定めて、再度検討することが望ましい。また、3年から5年を目安に下水道事業の経営計画の検討を行い、収支のバランスを保つことを要望する。

4. おわりに

本審議会は、下水道使用料について検討してきたが、本答申は、もちろんのこと、審議の過程において各委員から述べられた貴重な意見を十分に尊重し、適切な維持管理に努められたい。

公共料金の値上げは、町民生活に及ぼす影響が大きいため、いっそうの経費の節減に努めるとともに、下水道事業の実情を十分に説明し、下水道利用者の理解と協力を得られるよう努力することを切に要望する。

令和 2 年 1 月 2 4 日

函南町長 仁科 喜世志 様

函南町下水道事業審議会
会 長 八木戸 一重

函南町下水道事業の使用料について（答申）

令和元年 8 月 2 6 日付け函上第 3 7 5 号により、諮問のあったことについて、下記のとおり答申する。

記

1. はじめに

函南町の公共下水道事業は、昭和 51 年度に事業着手し、狩野川東部浄化センターが供用開始されて以来 34 年が経過し、平成 30 年度末において、下水道整備区域で 26,319 人が、生活をしており、その内 23,830 人が下水道を使用している。下水道の供用開始区域の面積は毎年増加しているが、下水道整備区域内人口は、自然減に起因する人口減少に伴い 3 年前とほぼ同数となっている。また、下水道の利用者と使用水量は、3 年間で微増しているものの、今後予想される人口減少の影響等により、使用料収入が横ばい若しくは減少傾向で推移することも予測され、現行の使用料では経営が困難となることが見込まれることや令和元年 10 月より消費税及び地方消費税が 8 % から 10 % に増税されたことに伴う下水道利用者の負担も考慮しながら見直しに関する審議を進めた。

なお、現行の下水道使用料は、平成 29 年 10 月に料金改定を行っているが、変動する経済情勢や狩野川東部浄化センターの維持管理費の動向を見定めて、再度検討することが望ましいとの本審議会の前回答申をうけて、3 回にわたり審議を重ねた結果、次のとおり意見をまとめた。

2. 使用料対象経費及び使用料体系

下水道使用料は、狩野川東部浄化センターの汚水処理にかかる経費（人件費・動力費・薬品費・施設補修費等）の負担金と、町の下水道の維持管理費（公共下水道単独事業、使用料徴収事業、水洗化促進事業、管渠維持管理事業に係る経費）を賄うことを基本的な考え方としている。

今回の改定にあたり、狩野川東部流域下水道維持管理負担金単価と計画下水量によって算定した負担金と町の維持管理費等を賄うためには、1 m³当たり税抜き 105 円（現行 100 円）が妥当であると判断する。

種別	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1 m ³ につき
一般分	20 m ³ まで 2,100 円		21 m ³ 以上	105 円
一時使用	1 m ³ につき			105 円

3. 改定使用料の適用時期について

実施時期は、令和2年度からとし、半年間の周知期間をもうけ10月徴収分から適用することが妥当である。

4. 意見

（1）今後の下水道審議会の開催について

下水道事業は、町民生活に欠かすことができないライフラインであり、事業の健全化と持続性を確立し経営する必要があるため、事業の中・長期的な経営管理計画において、3年から5年を目安に経営状況及び財政状況を検証し、下水道使用料の見直しについて下水道審議会で検討を行われたい。

（2）下水道事業の水洗化率の向上について

下水道事業は、「公衆衛生の向上」及び「公共用水域の水質保全」を目的としており、清潔で快適な生活環境確保のために欠くことのできない事業である。また、将来的な管渠等の老朽化を踏まえながら持続可能な健全経営のためにも下水道事業処理区域内の下水道未接続者の解消に向けた取り組みを行い、水洗化率の上昇を図り、更なる生活環境の向上と今後必要となる財源を確保するよう努力されたい。

（3）狩野川東部浄化センターの流域維持管理負担金の抑制について

当町における汚水処理は、県が維持管理する狩野川東部浄化センターで行われている。県の汚水処理に関する対象経費は、流域維持管理負担金として当町を含め2市1町で賄っているところであるが、年々上昇の傾向にあり、下水道事業の経営に直接影響を及ぼすため、重点的に推進すべき課題として、汚水処理及び当該施設の維持管理に対する合理化・効率化により対象経費の縮減を図るよう、県に要請を行われたい。

5. おわりに

本審議会は、下水道使用料について検討してきたが、本答申は、もちろんのこと、審議の過程において各委員から述べられた貴重な意見を十分に尊重し、将来にわたる安定的なサービスの提供のもと、持続可能で独立採算制の原則に沿った下水道事業の推進に努められたい。

また、下水道使用料改定は、町民生活に多大な影響を与えるため、一層の経費の節減に努めるとともに、下水道事業の状況を十分に説明し、下水道利用者の理解と協力を得られるよう努力することを切に要望する。

■目的

人口減少に伴う使用料の減少や物価上昇等による事業費の増大によって、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。このような状況の中、将来にわたり事業を継続していくため、本町の現状、将来分析等を行った上で、中長期的な更新需要予測に基づく「投資計画」と、財源構成とその実現可能性を検証した「財政計画」を立案し、経営戦略を策定しました。

■計画期間・目標年度

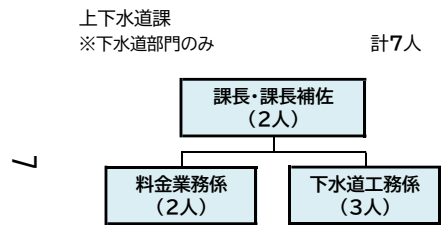
計画期間:令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間
 目標年度:令和16(2034)年度

■事業の概要

《事業概要》※令和6年3月31日時点

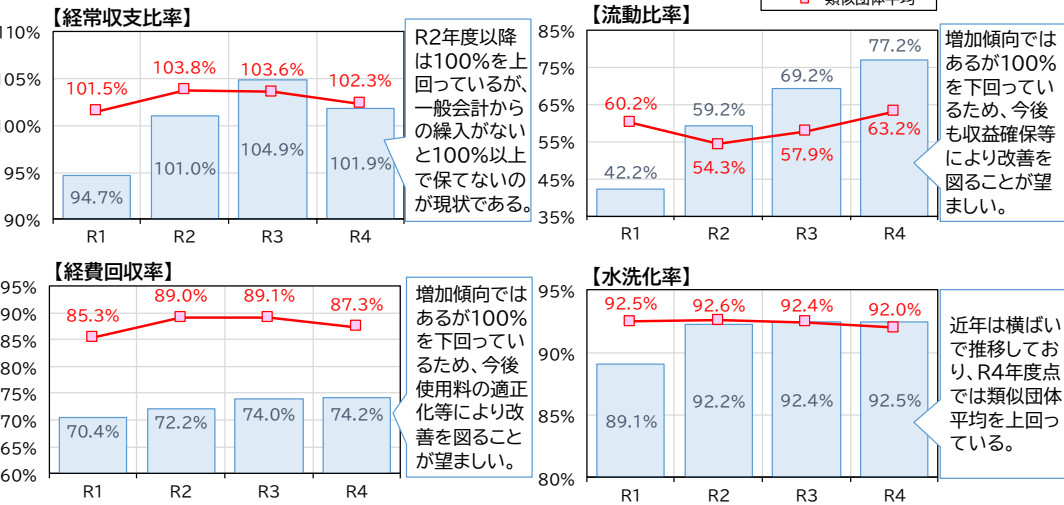
項目	下水道事業	農業集落排水事業
供用開始年月日	昭和60年度	平成10年度
法適・非適の区分	法適(一部適用)	法適(一部適用)
処理区域内人口	27,607人	110人
処理区域面積	500.45ha	8.1ha
処理区域内人口密度	55.16人/ha	13.58人/ha
水洗化人口	25,035人	104人
水洗化率	90.68%	94.55%

《組織》※令和6年4月1日時点



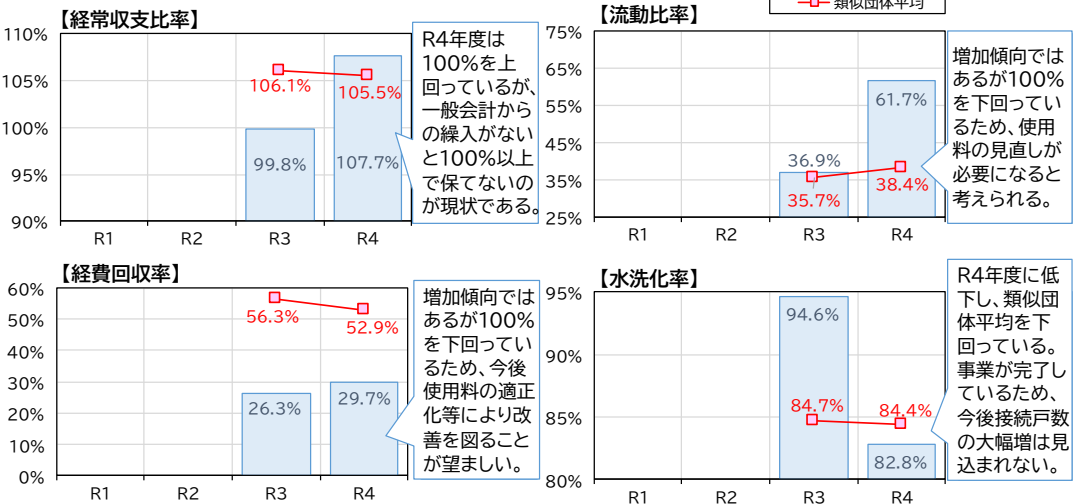
《事業に係る現状分析》

【下水道事業】※公共下水道事業の値(特定環境保全公共下水道事業を含まない)



経営の健全性・効率性を示す各指標において低水準の項目が存在しているため、経営の更なる改善が求められます。

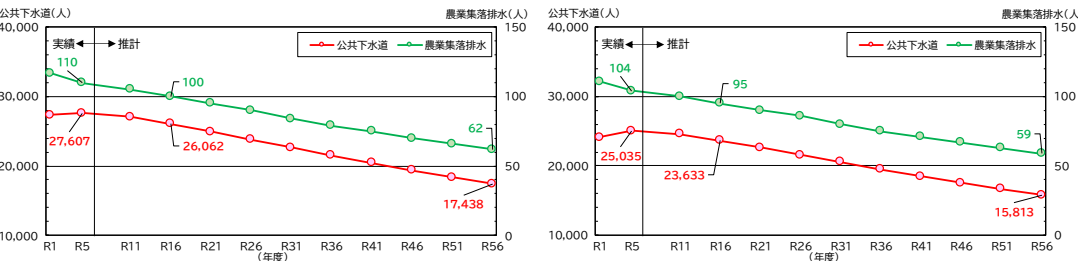
【農業集落排水事業】※法適用となった令和3年度以降が対象



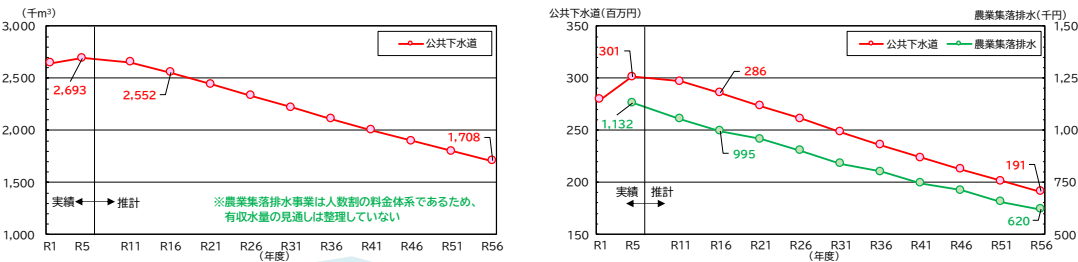
経営の健全性・効率性を示す各指標において低水準の項目が存在しているため、経営の更なる改善が求められます。

■将来の事業環境

《処理区域内人口の見通し》



《有収水量の見通し》

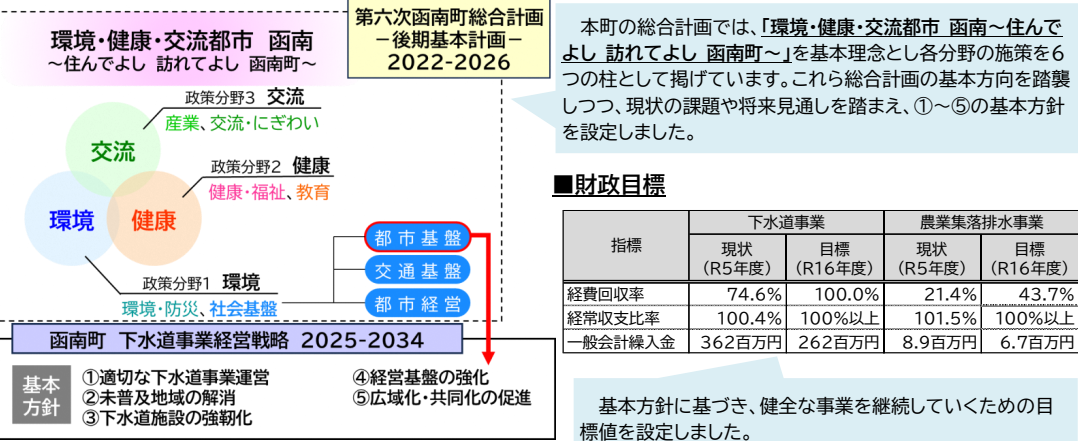


【下水道事業】人口の減少に伴い、有収水量は今後減少する見込みとなっています。また、有収水量の減少、水洗化人口の減少に伴い、使用料収入も減少する見込みとなっています(令和5年度実績に対し、令和16年度は約5%減、令和56年度は約37%減の見通し)。

【農業集落排水事業】水洗化人口の減少に伴い、使用料収入は減少する見込みとなっています(令和5年度実績に対し、令和16年度は約12%減、令和56年度は約45%減の見通し)。

…現状のままでは、改築更新や耐震化事業といった、今後必要になる投資を行うための財源が確保できないことが懸念されます。

■経営の基本方針



《投資・財政計画(収支見通し)》

【下水道事業】

企業債の借入れや使用料改定を行うことで、令和9年度以降、経常収支比率・経費回収率は100%以上、補てん財源残高はプラスで維持することが可能になるとともに、一般会計への依存度が段階的に緩和される見込みです。

単位:千円(収益的収支は税抜、資本的収支は税込)

区分		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収支	営業収益	689,395	687,418	736,734	726,582	717,892	713,210	709,086	769,118	762,672	759,169
	下水道使用料	303,112	302,883	412,815	410,063	407,245	404,493	401,344	516,791	512,639	508,507
	他会計負担金	386,144	384,396	323,780	316,380	310,508	308,577	307,603	252,187	249,894	250,522
	その他の営業収益	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
	営業外収益	232,032	234,040	234,963	231,409	226,269	221,562	215,988	206,481	199,003	192,285
	特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計(①)	921,427	921,458	971,697	957,992	944,161	934,772	925,074	975,599	961,675	951,453
支出	営業費用	869,025	869,720	869,244	865,569	859,604	854,076	844,532	829,052	820,060	811,869
	営業外費用	51,612	51,191	51,487	53,468	55,604	57,828	60,074	62,342	63,295	64,217
	特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出計(②)	920,637	920,910	920,731	919,037	915,208	911,905	904,606	891,394	883,355	876,086
	純利益(①-②)	790	548	50,965	38,955	28,953	22,867	20,468	84,205	78,320	75,368

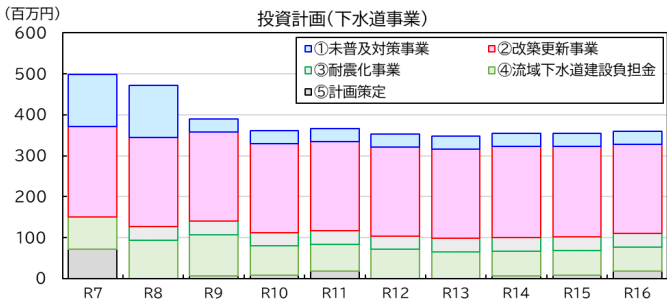
使用料改定率			37.2%						29.8%		
--------	--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--

区分		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資本的収支	企業債	182,000	198,000	272,000	272,000	272,000	272,000	272,000	199,000	198,000	197,000
	他会計出資金	17,184	17,106	14,410	14,079	13,819	13,732	13,689	11,223	11,121	11,149
	国庫補助金	221,305	201,296	27,926	27,926	33,316	27,926	27,926	30,782	29,658	33,316
	負担金	3,762	3,762	941	941	941	941	941	941	941	941
	収入計(③)	424,251	420,164	315,276	314,946	320,075	314,599	314,556	241,946	239,720	242,406
	建設改良費	548,661	523,118	435,086	407,643	411,862	399,742	394,759	402,007	401,669	407,551
	企業債償還金	248,567	240,649	235,521	225,285	216,487	211,711	207,907	202,313	198,965	198,699
	支出計(④)	797,228	763,767	670,607	632,929	628,349	611,453	602,666	604,320	600,633	606,250
	不足額(④-③)	372,977	343,603	355,331	317,983	308,274	296,854	288,110	362,374	360,913	363,844

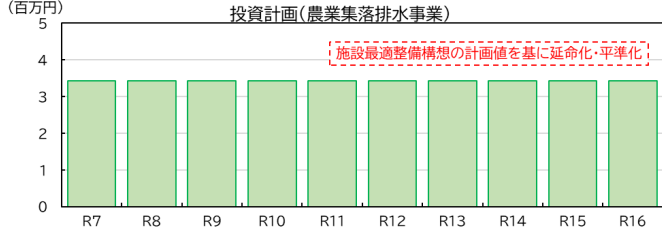
区分		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
補てん財源不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高	3,974,253	3,931,604	3,968,084	4,014,798	4,070,311	4,130,600	4,194,693	4,191,380	4,190,416	4,188,717	

《投資の見通し》

【下水道事業】



【農業集落排水事業】



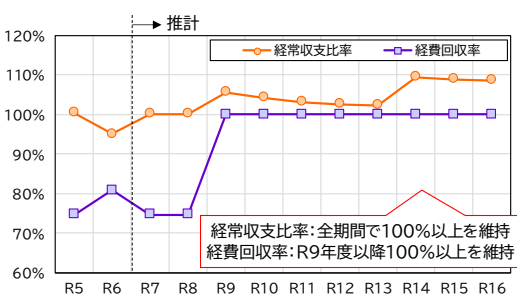
①未普及対策事業、②改築更新事業、③耐震化事業に加え、県の計画値に基づく④流域下水道建設負担金を反映しました。また、⑤計画策定に係る委託費を投資計画に反映しました。

なお、今後「汚水処理施設整備構想」の見直しや耐震診断、ウォーターPPPの導入可能性調査を行うため、それら**検討の結果次第では、今回策定した投資計画が大きく変化する可能性があります。**

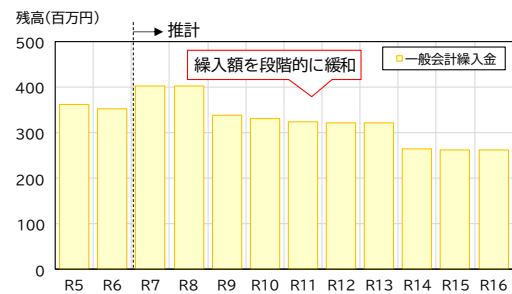
既往計画の「田代地区農業集落排水処理施設最適整備構想」における将来見通しを踏襲しつつ、延命化・平準化を考慮した投資計画としました。

なお、人口減少や改築更新事業が経営面に与える影響等に配慮した適正な投資規模を見極めるため、事業の方向性について今後も検討予定です。そのため、それら**検討の結果次第では、今回策定した投資計画が大きく変化する可能性があります。**

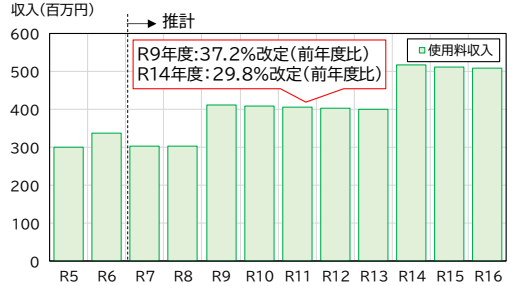
経常収支比率・経費回収率(下水道事業)



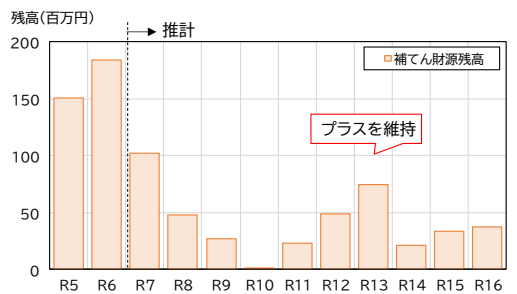
一般会計繰入金(下水道事業)



使用料収入(下水道事業)



補てん財源残高(下水道事業)



函南町 下水道事業経営戦略 2025-2034

下水道事業
農業集落排水事業

令和7年2月
函南町 建設経済部 上下水道課

－ 目 次 －

第 1 章 経営戦略の趣旨と位置付け	1
1.1 経営戦略策定の趣旨	1
1.2 経営戦略の位置づけ	2
1.3 計画期間・目標年度	2
第 2 章 事業概要	4
2.1 事業の現況	4
2.1.1 事業の概要	4
2.1.2 施設	5
2.1.3 使用料	6
2.1.4 組織	6
2.2 民間活力の活用等	7
2.3 経営比較分析表を活用した現状分析	8
第 3 章 将来の事業環境	12
3.1 処理区域内人口・水洗化人口の予測	12
3.2 有収水量の予測	14
3.3 使用料収入の見通し	15
3.4 施設の見通し	16
3.5 組織の見通し	16
第 4 章 経営の基本方針	17
第 5 章 投資・財政計画	19
5.1 投資・財政計画(収支計画)	20
5.2 投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明	30
5.3 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	38
第 6 章 経営戦略の事後検証	40

第1章 経営戦略の趣旨と位置付け

1.1 経営戦略策定の趣旨

本町の下水道は、昭和49年度に策定された狩野川流域関連公共下水道事業として認可を受け、昭和51年度から污水管きよの整備に着手しました。

本町においては、現在、以下に示す2つの事業を経営しています。

- 下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業※）

※市街化調整区域の住宅密集地を中心に下水道区域に取り込み、整備を行っている事業。市街化区域を対象とする公共下水道事業の整備に合わせて事業を実施している。

- 農業集落排水事業

下水道は重要なライフラインであり、健全な事業運営を継続していくことが望まれますが、人口減少や節水機器の普及による使用料収入の減少や物価上昇等による事業費の増大などによって、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しくなることが予想されており、経営基盤の強化と財政マネジメント向上の取組が求められています。

このような状況の中、将来にわたり事業を継続していくために、令和3年3月に「函南町下水道事業経営戦略」を策定しました。策定後、各種ストックマネジメント計画等の策定や、資機材等の物価高騰による環境の変化等を踏まえ、今回の改定に至りました。

本経営戦略は、本町下水道事業の経営を今後も健全に進めていくため、現状や将来の分析等を行い、中長期的な更新需要予測に基づく「投資計画」と、財源構成とその実現可能性を検証した「財政計画」とを整合させたものです。

1.2 経営戦略の位置づけ

経営戦略の策定にあたっては、本町下水道事業の施設整備方針等を整理した「函南町公共下水道全体計画」や「函南町公共アクションプラン」等の下水道関連計画、農業集落排水事業に係る施設の機能保全計画である「函南町農業集落排水施設最適整備構想」を踏襲したものとし、安定した事業経営を持続するために「経営戦略策定・改定ガイドライン(平成31年3月)」及び「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月改定)」に準じて策定します。

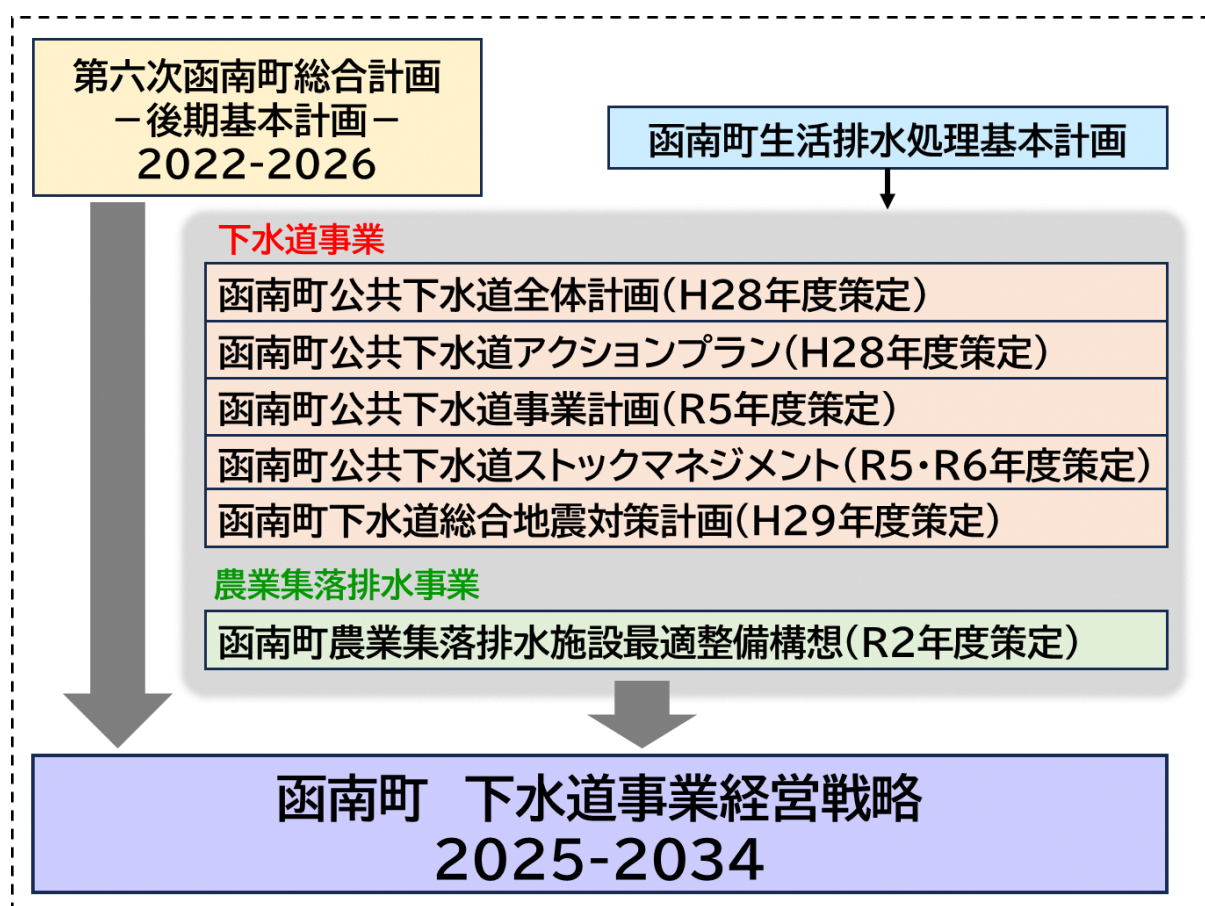


図 1.1 経営戦略の位置づけ

1.3 計画期間・目標年度

計画期間:令和7(2025)年度～令和16(2034)年度の10年間

目標年度:令和16(2034)年度

凡 例	
名 称	記 号
行 政 区 域	— · — · —
全 体 計 画 区 域	— <--> —
事 業 計 画 区 域	— <--> —
事 業 計 画 区 域	□
農 業 集 落 排 水	■
下 水 処 理 施 設	⊙
し尿処理場	⊗

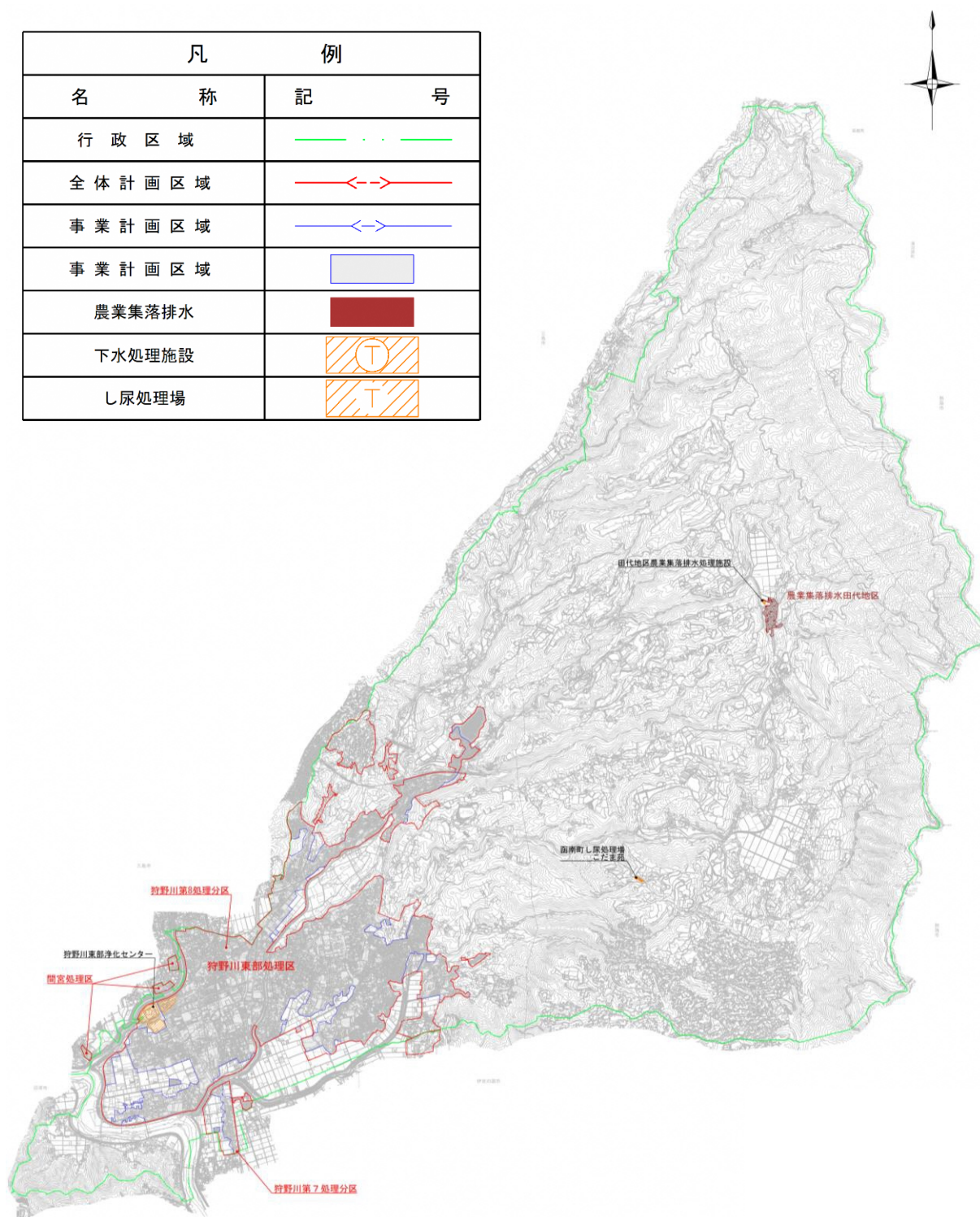


図 1.2 下水道事業全体計画図

第2章 事業概要

2.1 事業の現況

2.1.1 事業の概要

(1) 下水道事業

昭和51年度から污水管きよの整備に着手し、昭和60年10月から供用を開始しました。処理区は東部処理区と間宮処理区に分かれ、間宮処理区は令和5年度に整備が完了しています(間宮処理区における三島市整備分を除く)。

令和5年度末現在で、500.45ha の整備を完了し、水洗化率は90.68%となっています。

表 2.1 下水道事業の概要

(令和6年3月31日時点)

供用開始年度	昭和60年度	処理区域内人口	27,607 人
法適(全部・一部) ・非適の区分	法適(一部適用)	処理区域面積	500.45 ha
		処理区域内人口密度	55.16 人/ha
流域下水道等への 接続の有無	狩野川東部浄化センター、 三島終末処理場へ接続	下水道普及率	75.79 %
		水洗化人口	25,035 人
処理区数	2処理区 (東部処理区、間宮処理区)	水洗化率	90.68 %

(2) 農業集落排水事業

山間丘陵地の農村集落については、公共下水道の整備計画がないことから、平成10年度より田代地区を対象に供用を開始しました。

令和5年度末現在で、8.1ha の整備を完了し、水洗化率は94.55%となっています。

表 2.2 農業集落排水事業の概要

(令和6年3月31日時点)

供用開始年度	平成10年度	処理区域内人口	110 人
法適(全部・一部) ・非適の区分	法適(一部適用)	処理区域面積	8.1 ha
		処理区域内人口密度	13.58 人/ha
処理区数	1処理区(田代地区)	接続(水洗化)人口	104 人
		水洗化率	94.55 %

2.1.2 施設

(1) 下水道事業

処理場は、狩野川東部浄化センター(静岡県)と三島終末処理場(三島市)に接続しています。
また、中継ポンプ施設28箇所と管きょ114.5kmを有しています。

表 2.3 下水道事業の施設状況

(令和6年3月31日時点)

処理施設	中継ポンプ施設 (マンホールポンプ)	管きょ延長
0箇所 (狩野川東部浄化センターと三島終末処理場へ接続)	28箇所	114.5 km

(2) 農業集落排水事業

処理施設1箇所、中継ポンプ施設2箇所、管きょ1.2kmを有しています。

表 2.4 農業集落排水事業の施設状況

(令和6年3月31日時点)

地区名	処理施設	中継ポンプ施設 (マンホールポンプ)	管きょ延長
田代地区	1箇所	2箇所	1.2 km

2.1.3 使用料

(1) 下水道事業

本町の使用料体系は、従量使用料制となっています。最新の使用料改定は令和2年10月に実施しており、現在の使用料体系は以下のとおりです。

また、水道料金と合わせ、下水道使用料の検針・徴収を2か月毎に実施しています。

表 2.5 使用料体系(下水道事業、2か月当たり)

区分		金額(税抜)
基本料金	20m ³ まで	2,100円
超過料金	20m ³ を超えるもの	105円/m ³
一時使用	一時使用	105円/m ³

(2) 農業集落排水事業

農業集落排水使用料は、基本割及び人数割による使用料体系となっています。下水道事業と同様に検針・徴収は2か月毎に実施しています。

表 2.6 使用料体系(農業集落排水事業、2か月当たり)

基本割	人数割(1人当たり)
3,400円	600円

2.1.4 組織

函南町建設経済部上下水道課のうち、下水道部門には7人配置しており、課長1人、課長補佐1人、料金業務係2人、下水道工務係3人の体制で事業を運営しています。

年齢別にみると、30代が最も多く4人となっている一方で、20代が0人となっていることから、若手職員の育成や技術継承が今後の課題として挙げられます。

表 2.7 下水道に係る職員の構成

(令和6年4月1日時点)

年齢	課長・課長補佐	料金業務係	下水道工務係	合計
～29歳	0人	0人	0人	0人
30～39歳	0人	1人	3人	4人
40～49歳	1人	0人	0人	1人
50～59歳	1人	1人	0人	2人
60歳以上	0人	0人	0人	0人
合計	2人	2人	3人	7人

2.2 民間活力の活用等

〈民間活用の状況〉

業務の効率化、利便性向上を図るため、窓口・受付業務、水質検査業務、マンホールポンプ保守点検業務等を民間事業者へ委託しており、維持管理の効率化を図っています。

また、現在国が導入拡大を推進している「ウォーターPPP」※について、導入に向けた可能性調査等の検討を令和7年度から開始する予定です。

※ウォーターPPP：水道、工業用水道、下水道のそれぞれの分野で、「コンセッション方式（公共施設等運営事業）」と、コンセッション方式へ段階的に移行するための「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）」の総称（後者は、長期契約で維持管理と更新を一体的にマネジメントする民間委託の方式であり、コンセッション方式に準ずる（同等の）効果が期待される）

〈資産活用の状況〉

エネルギー利用や土地・資産の利用については、本町で活用可能な施設を抱えていないことから、検討は行っておりません。

〈広域化・共同化の取組〉

静岡県では、生活排水の効率的な処理の実施や持続可能な事業運営の推進を目的として、令和4年度に「静岡県生活排水処理広域化・共同化計画」を策定しました。

その計画の一環として、令和6年度に会計処理システムのクラウド化を実施し、今後更なる共同化に向けた検討を進めている状況です。

2.3 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表(令和4年度決算)を基に、各事業における直近5か年の経営状況を、類似団体平均と比較をしつつ確認しました。

本町では、類似団体平均や全国平均に比べ、改善が望まれる項目が多い状況です。今後、人口減少に伴う有収水量の減少や施設老朽化に伴う改築更新等の増加が見込まれていることから、経営健全化に向けた取組が必要となります。

表 2.8 経営比較分析表を活用した現状分析の結果

指標等	下水道事業	農業集落排水事業
経常収支比率※1	全国平均・類似団体平均に比べ低い数値となっているものの、下水道使用料の改定により、R2年度以降は100%を上回っている。しかし、一般会計からの繰入がないと経常収支比率を100%以上で保てないのが現状である。	R3年度は100%を下回っていたが、R4年度は100%を上回り、全国平均・類似団体平均より高い数値となった。しかし、一般会計からの繰入がないと経常収支比率を黒字に保てないのが現状である。
流動比率※2	全国平均・類似団体平均に比べ高く、増加傾向となっているものの、100%を下回っていることから、引き続き収益確保等により改善を図ることが望ましい。	全国平均・類似団体平均に比べ高く、R3年度からR4年度にかけて増加しているものの、100%を下回っている。 農業集落排水事業については事業が完了しており、新規接続による増収が見込めないことから、流動比率の更なる改善のため、使用料の見直しが必要になると考えられる。
経費回収率※3	R1年度以降微増しているものの、類似団体平均よりも低く、100%を下回っている。現在は他会計繰入金に依存している状況であることから、今後下水道使用料の適正化等により改善を図ることが望ましい。	R3年度からR4年度にかけて増加しているものの、全国平均・類似団体平均よりも低く、100%を下回っている。現在は他会計繰入金に依存している状況であることから、今後使用料の適正化等により改善を図ることが望ましい。
水洗化率※4	近年は横ばいで推移しており、R4年度時点では全国平均を下回っているものの、類似団体平均を上回っている(公共下水道事業)。	R4年度は全国平均・類似団体平均よりも低い。事業は完了しており、新規に接続することも多くはないため、今後接続戸数の大きな増加は見込まれない。

※1 経常収支比率:使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標

(経常収益×100/経常費用)

※2 流動比率:短期的な債務に対する支払能力を示す指標(流動資産×100/流動負債)

※3 経費回収率:下水道使用料で回収すべき経費をどの程度下水道使用料で賄えているかを示す指標

(下水道使用料×100/汚水処理費(公費負担分を除く))

※4 水洗化率:現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を示す指標

(現在水洗便所設置済人口×100/現在処理区域内人口)

表 2.9 経営比較分析表(令和4年度決算・公共下水道事業)

静岡県 函南町

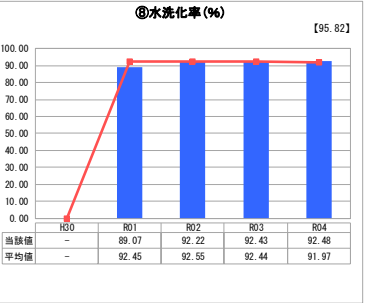
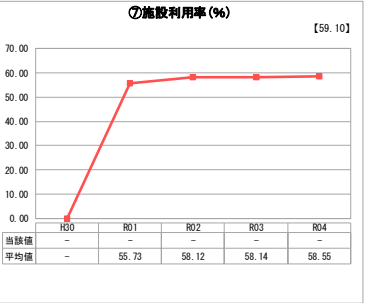
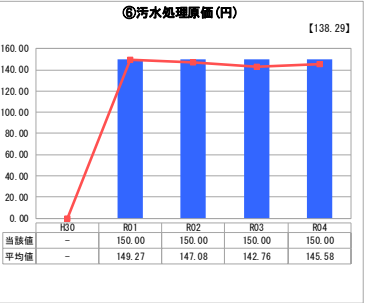
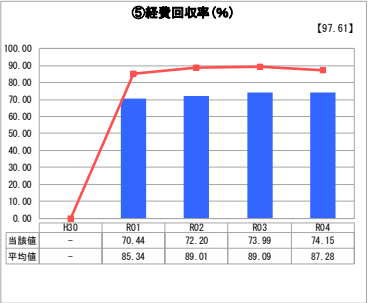
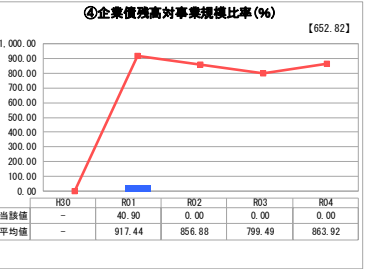
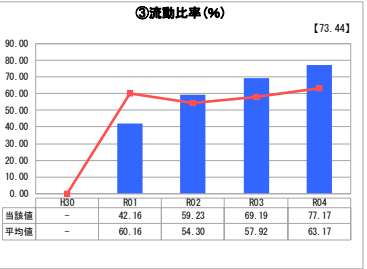
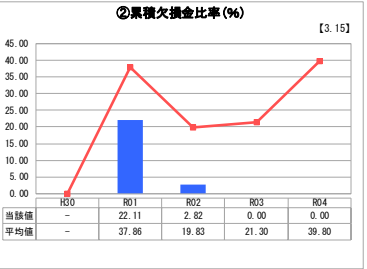
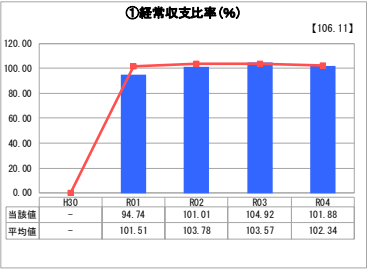
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり定価料金(円)
-	72.50	65.02	80.68	2,310

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
37,042	65.16	568.48
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
23,980	3.57	6,717.09

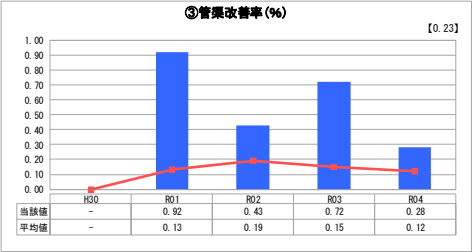
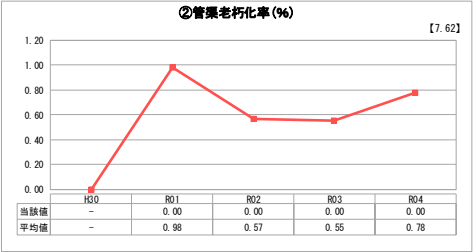
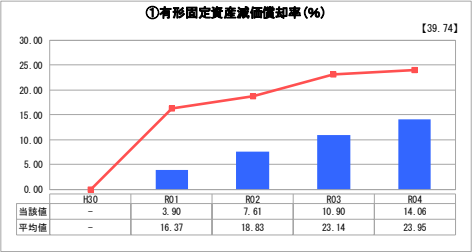
グラフ凡例

- 当該団体の値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益の支出比率は100%を上回っている。令和元年度に下水道使用料の料金改定を行った結果であり、今後も安定して経営出来るよう料金改定は段階的に行っていく予定である。しかしながら、一般会計からの繰入がないと経常収支比率を黒字で保てないが現状である。収入と支出のバランスを取りながら事業を推進する必要がある。

②下水道使用料による増収と維持管理費等の支出の抑制に努めた結果と言える。

③流動比率は100%を下回っているが、昨年度までと比較し、数値が上がっている。経営の健全性を図るため今後も努力していく。

④一般財源の不足により、他会計繰入金にて企業債を償還しているが、将来的に償還金額が減少していくことにより使用料で賄って行けるような経営の改善を図っていく必要がある。

⑤平均値は微増を続けているものの、経費回収率が100%を下回り、他会計繰入金に頼っている状況である。今後、経営の健全性は図っていくために下水道使用料による増収と維持管理費等の支出の抑制を続けて努めていく必要がある。

⑥流域下水道のため、県管理汚水処理場の維持管理費によって負担金が決まっているため、コスト削減が困難である。

⑦流域下水道のため、県管理の処理場で処理しているため0%である。

⑧毎年度、面整備拡充により変化はあるものの問題がないものと判断する。目標とする90%以上は確保が出来ていると言える。

2. 老朽化の状況について

昭和52年から下水道事業に着手しており、布設から30年以上経過した管が増えてきている。現在までに重要な汚水幹線管渠の耐震化整備が令和7年度で終了する予定であるが、その他の下水道管渠の長寿命化や布設替えの事業を進めていく必要がある。令和6年度にストックマネジメント計画を策定し、点検及び調査を実施しながら効果的に事業を推進していく。

③昨年度より改善率は減少している。今後も計画的に更新事業を推進、継続していく必要がある。

全体総括

10年概成などのアクションプランにより、下水道管渠の整備による投資的経費の計上や、維持管理費の増額が今後も予想されるため、経営の健全性を保つためには、今後の下水道整備について再編を検討する必要があると考える。

経常収支比率が100%を超え、健全な経営状況と見えるが、収益の収支と投資的収支のバランスを保つために一般会計からの繰入金に依存しているところであることから、定期的に料金の見直しを図るため、審議会を開催し、経営の見直しを行っていく必要がある。

今後も効率的な経営を推進するため、経費節減に努めていきたい。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

表 2.10 経営比較分析表(令和4年度決算・特定環境保全公共下水道事業)

静岡県 図南町

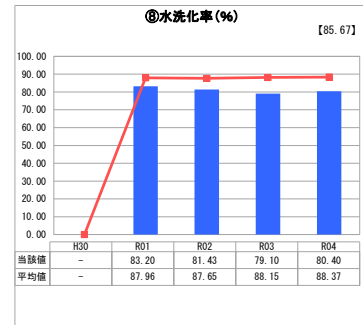
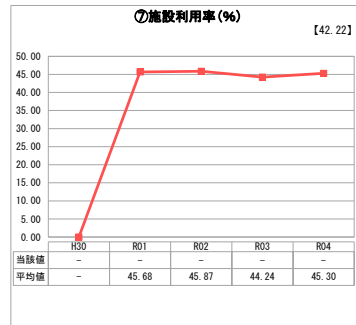
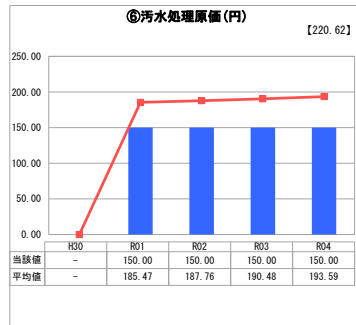
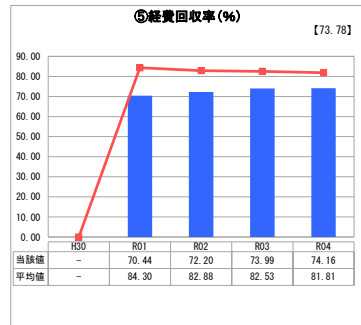
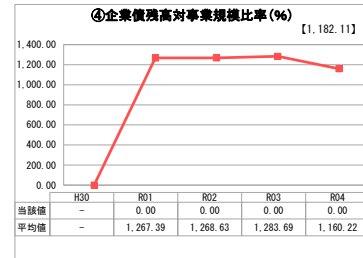
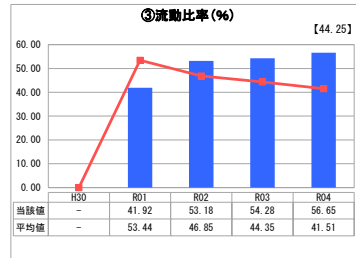
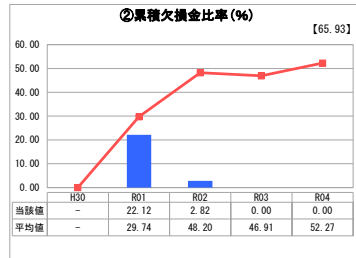
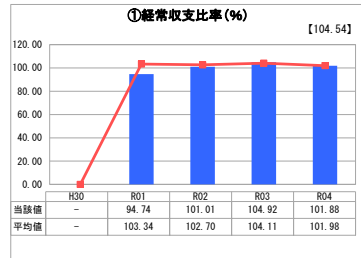
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	24.56	10.14	80.68	2,310

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
37,042	65.16	568.48
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,739	1.39	2,689.93

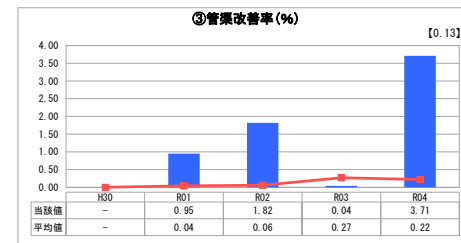
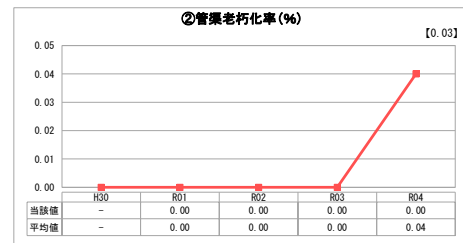
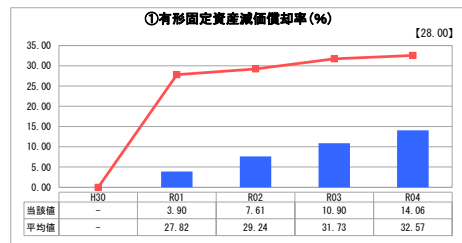
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

特定環境保全公共下水道については、市街化区域の公共下水道整備に合わせて市街化調整区域の住宅密集地を中心に下水道区域に取り込み整備を行っている。財務諸表は、公共下水道とセグメント分けせずに行っていることから、数値は類似している。

①収益的支出比率は100%を上回っている。R元年度に下水道使用料をの料金改定を行った結果であり、今後も安定して経営出来るよう料金改定は段階的に行っていく予定である。

②下水道使用料の増収と維持管理費等の支出の抑制に努めた結果と言える。

③流動比率は100%を下回っているが、昨年度までと比較し増加している。経営の健全性を図るため今後も努力していく。

④一般財源の不足により、他会計繰入金にて企業債を償還しているが、将来的に償還金額が減少していくことにより使用料で賄って行けるような経営の改善を図っていく必要がある。

⑤平均値は微増を続けているものの、費用に対する経費回収率が100%を下回り、他会計繰入に頼っている状況である。今後、経営の健全性は図っていくために下水道使用料による増収と維持管理費等の支出の抑制を続けて努めていく必要がある。

⑥流域下水道のため、県管理汚水処理場の維持管理費によって負担金決定されているため、コスト削減が困難である。

⑦流域下水道のため、県管理の処理場で処理しているため0%である。

⑧毎年度、面整備拡充により面整備率は上がっているものの、接続数が伸びていないことが率低下の原因と判断する。目標とする90%以上に届くよう周知及び促進を行っていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

公共下水道と同様に昭和52年から下水道事業に着手しており、布設から30年以上経過した管が増えている。現在までに重要な汚水幹線管渠の耐腐化整備が令和7年度で終了する予定であるが、その他の下水道管渠の長寿命化や布設替えの事業を進めていく必要がある。令和6年度にストックマネジメント計画を策定し、点検及び調査を実施しながら効果的に事業を推進していく。

③昨年度より更新工事の件数が増加したため、当該値は上昇している。今後も積極的に更新事業を推進していく必要がある。

全体総括

本事業は公共下水道事業とはセグメント分けしていない事業であるため、数値的にも類似していると言える。

事業規模は公共下水道事業に比べ、大きくないが、未整備の区域が点在している状況であり、10年構成を目指す上では、今後の下水道整備について再編を検討の必要があると考える。

経常収支比率が100%を超え、健全な経営状況と見えるが、収益的収支と投資的収支のバランスを保つために一般会計からの繰入金に依存しているところであることから、定期的に料金の見直しを図るため、審議会を開催し、経営の見直しを行っていく必要がある。

今後も効率的な経営を推進するため、経費節減に努めていきたい。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

表 2.11 経営比較分析表(令和4年度決算・農業集落排水事業)

静岡県 函南町

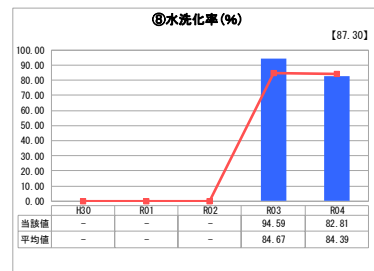
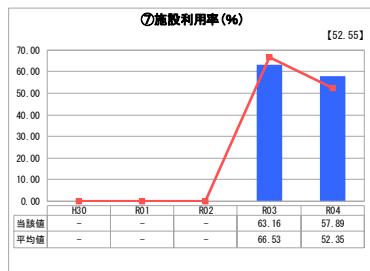
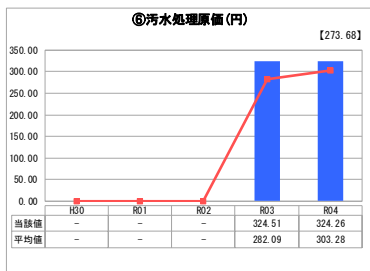
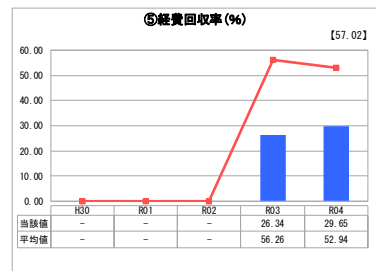
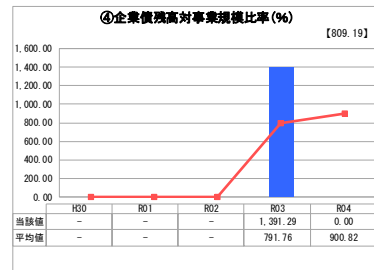
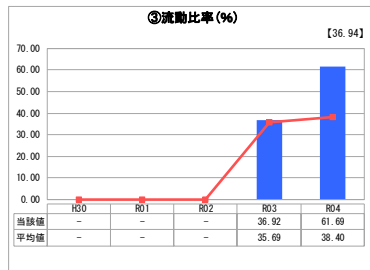
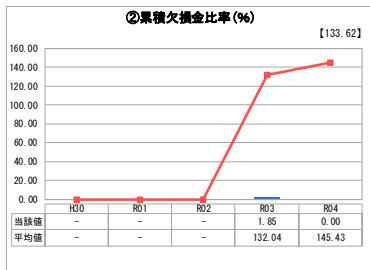
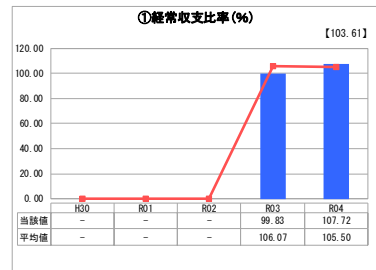
業務名	業種名	事業名	類似団区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	91.55	0.35	100.00	2,860

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
37,042	65.16	568.48
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
128	0.08	1,600.00

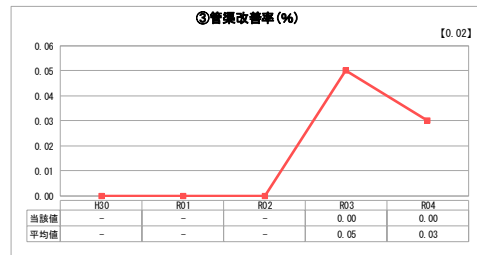
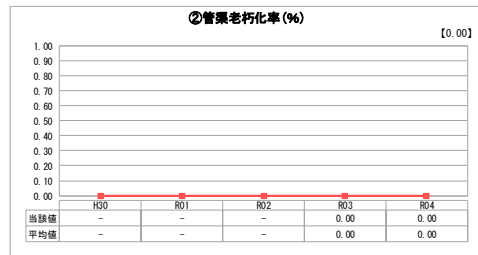
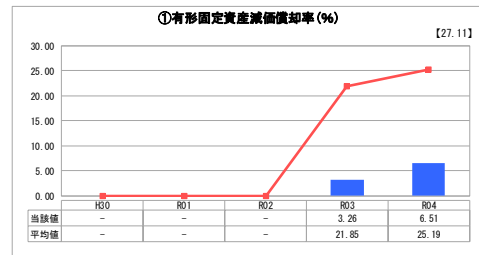
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
 — 類似団体平均値(平均値)
 【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は、100%を上回っており、類似団体平均値、全国平均値と比較しても上回っている。

また、経費回収率は、前年度と比較して微増となったものの、類似団体平均値、全国平均値と比較して下回っている。要因として、分子要因である使用料収入が少ないことが挙げられる。改善策のひとつとして、使用料金の改定が考えられるが、大幅な値上げを行うと、使用者の負担を著しく増加させるため、慎重に検討していく必要がある。

累積欠損金比率については、令和3年度より公営企業会計に移行し、法適用となったことから、欠損金の累積がされていないため、類似団体平均値、全国平均値と比較して下回っている。

流動比率は、類似団体平均値、全国平均値を上回っているが、100%を下回っている。流動比率の分母要素となる流動負債は、企業債が多くを占めているため、この状況はしばらく続くことが見込まれる。

一般財源の不足により、他会計繰入金にて企業債を償還しているが、将来的に償還金額が減少していくことにより使用料で賄って行けるような経営の改善を図っていく必要がある。

汚水処理原価は、類似団体平均値、全国平均値と比較して上回っている。分子要因である汚水処理量は、マンホールポンプ点検業務を隔年で行っていることにより、隔年で増減している。

施設利用率は、使用者の減少により、減少傾向にある。

水洗化率は、類似団体平均値、全国平均値と比較して下回っている。使用者の減少により接続件数が伸びていないことが減少している原因と判断する。

2. 老朽化の状況について

平成10年4月に供用開始した田代処理区は、供用開始から25年が経過し、主要な機械・電気設備が耐用年数を経過している状況である。今後は施設の老朽化が進行し、施設の機能低下、補修・修繕費の増大など施設の円滑な維持管理運営が困難となることから、計画的な機能保全計画（最速整備構想）を令和2年度に策定した。今後、計画を活用しながら、施設の持続的な維持管理運営を行っていく必要がある。

全体総括

経営の健全性の面からみると、慢性的な赤字経営となっている。現状では対象区域の人口規模も年々減少している一方、施設の維持費用の増額等により、歳出規模は年々増加の傾向をたどっているが、令和4年度は前年度と比較して営業費用、営業外費用ともに減少した。

令和3年度予算より公営企業会計に移行したことで、経営の可視化を図り、使用料金の値上げも含め、効率的な経営を推進していく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

第3章 将来の事業環境

3.1 処理区域内人口・水洗化人口の予測

各事業における使用料収入は、下水道・農業集落排水を使用する人口の影響を受けるため、処理区域内人口及び水洗化人口について、以下の方法で将来の予測を行いました。

表 3.1 処理区域内人口・水洗化人口の予測方法

推計項目	下水道事業	農業集落排水事業
処理区域内人口	将来予定している整備面積に、整備済面積あたりの人口(R5年度実績)を乗じることで、現在の人口規模で整備が進んだ場合(整備済面積増加後)の推計値を算出しました。 その上で将来の人口減少を考慮するため、行政区域内人口※1の減少率を上記推計値に乘じることで、処理区域内人口の将来値を算出しました。	農業集落排水事業については、既に整備が完了しているため、行政区域内人口※1の減少率を現在の処理区域内人口(R5年度実績値)に乘じることで、処理区域内人口の将来値を算出しました。
水洗化率※2	近年横ばいで推移していることから、R5年度実績値(90.68%)で将来一定としました。	年度によって変動があることから、過去10か年平均値(95.16%)で将来一定としました。
水洗化人口	水洗化人口は以下の式で算出しました。 水洗化人口(人)=処理区域内人口(人)×水洗化率(%)	

※1 行政区域内人口:国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計に基づいたものであり、最新実績値とのかい離分を補正したもの

※2 水洗化率:本経営戦略の策定時に処理区域内人口や水洗化人口を精査したことから、「2.3 経営比較分析表を活用した現状分析」で示した経営比較分析表の値と一部数値が異なる

以上の推計により算出した将来の水洗化人口は、各事業で減少を続け、以下のとおりとなる見込みです。

- 下水道事業(水洗化人口)
 - ・目標年度の令和16年度: 23,633人(令和5年度(25,035人)から6%減少)
 - ・50年後の令和56年度: 15,813人(令和5年度から37%減少)
- 農業集落排水事業(水洗化人口)
 - ・目標年度の令和16年度: 95人(令和5年度(104人)から9%減少)
 - ・50年後の令和56年度: 59人(令和5年度から43%減少)

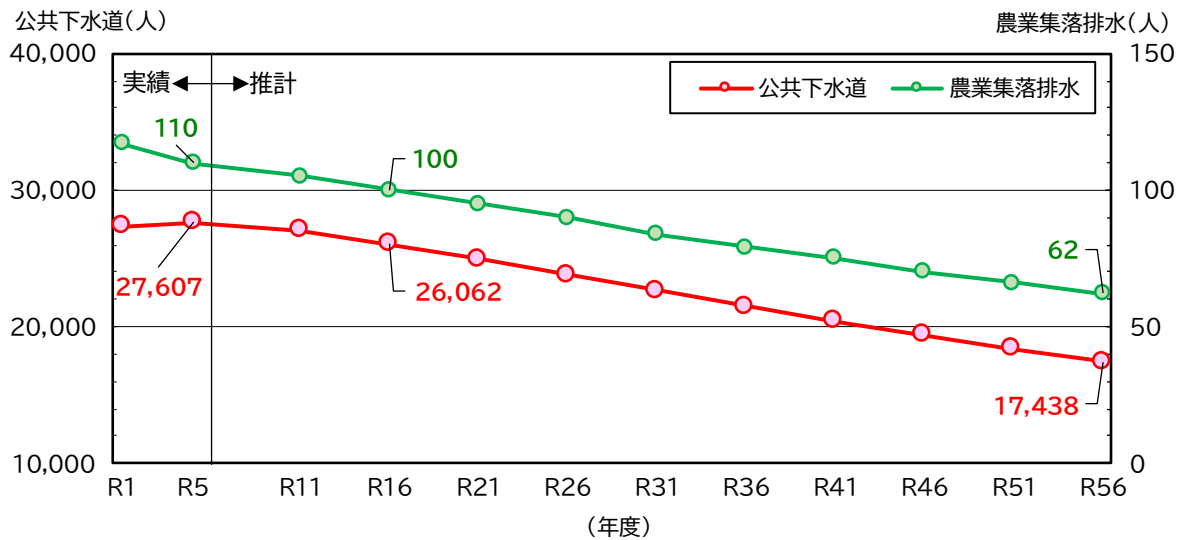


図 3.1 処理区域内人口の予測結果

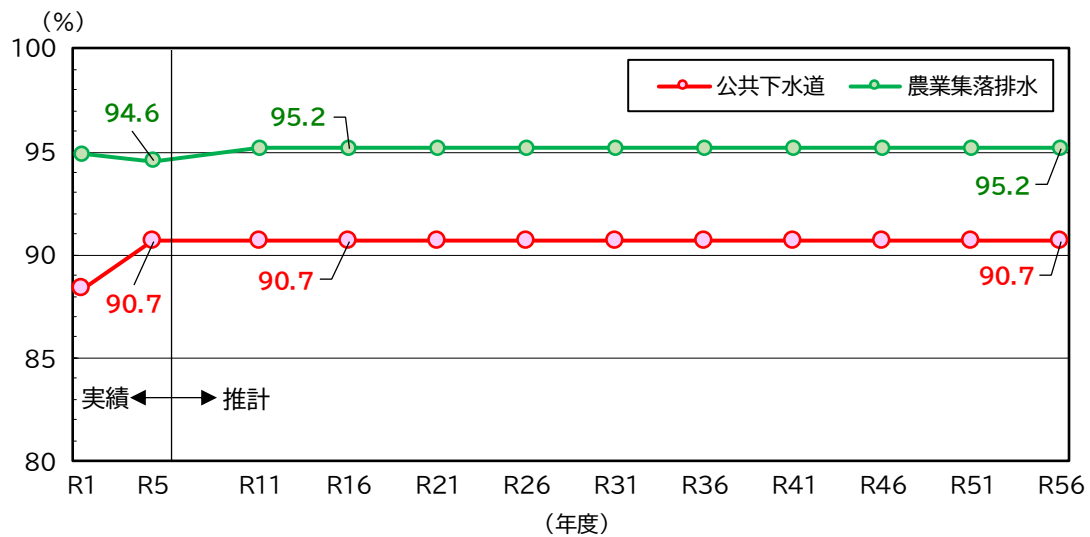


図 3.2 水洗化率の予測結果

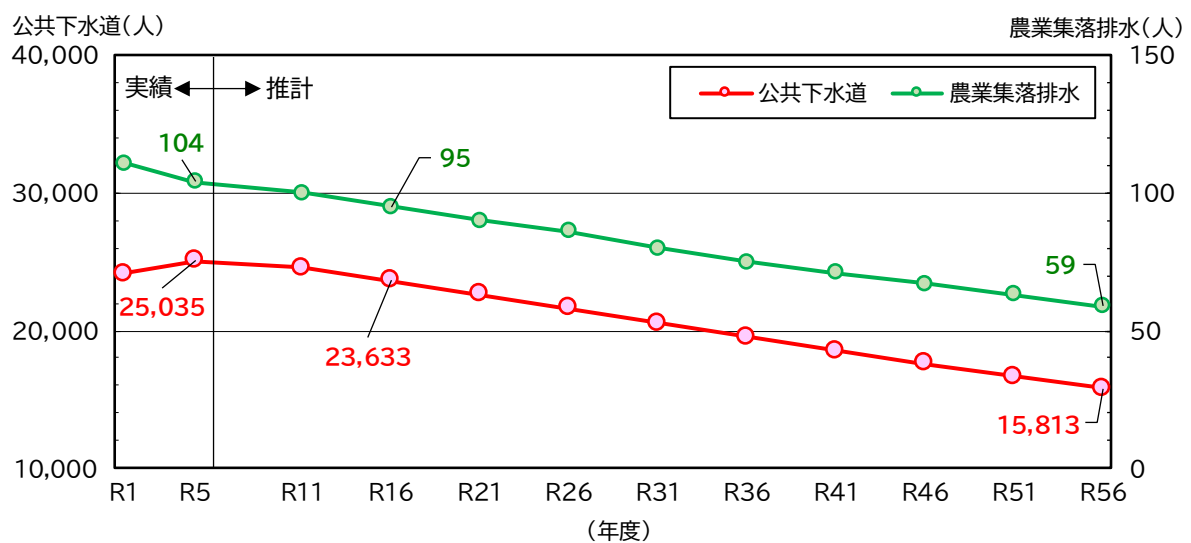


図 3.3 水洗化人口の予測結果

3.2 有収水量の予測

有収水量は、有収水量原単位に前述の水洗化人口を乗じることで将来値を推計しました。

近年の有収水量原単位の推移をみると、概ね $110\text{m}^3/\text{人}/\text{年}$ 前後で推移していることから、最新実績の令和5年度値($108\text{m}^3/\text{人}/\text{年}$)で将来一定としました。その結果、将来の有収水量は以下のとおり減少する見込みとなりました。なお、水洗化人口を基に使用料収入を推計する農業集落排水事業は、有収水量の推計を行っておりません。

※有収水量原単位($\text{m}^3/\text{人}/\text{年}$)=有収水量($\text{m}^3/\text{年}$)/水洗化人口(人)

● 下水道事業(有収水量)

- ・目標年度の令和16年度: $2,552\text{千 m}^3$ (令和5年度($2,693\text{千 m}^3$)から5%減少)
- ・50年後の令和56年度: $1,708\text{千 m}^3$ (令和5年度から37%減少)

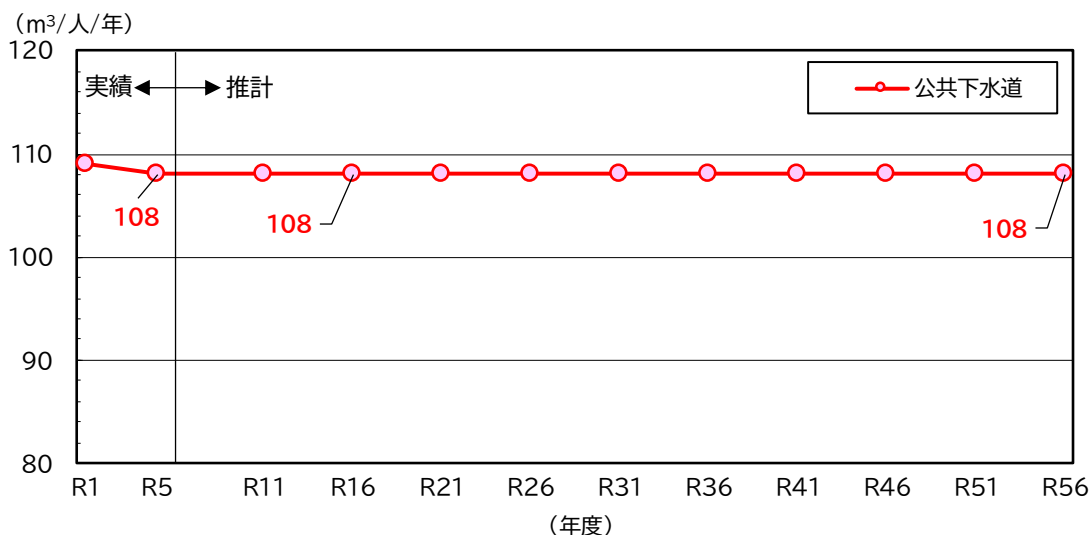


図 3.4 有収水量原単位の予測結果

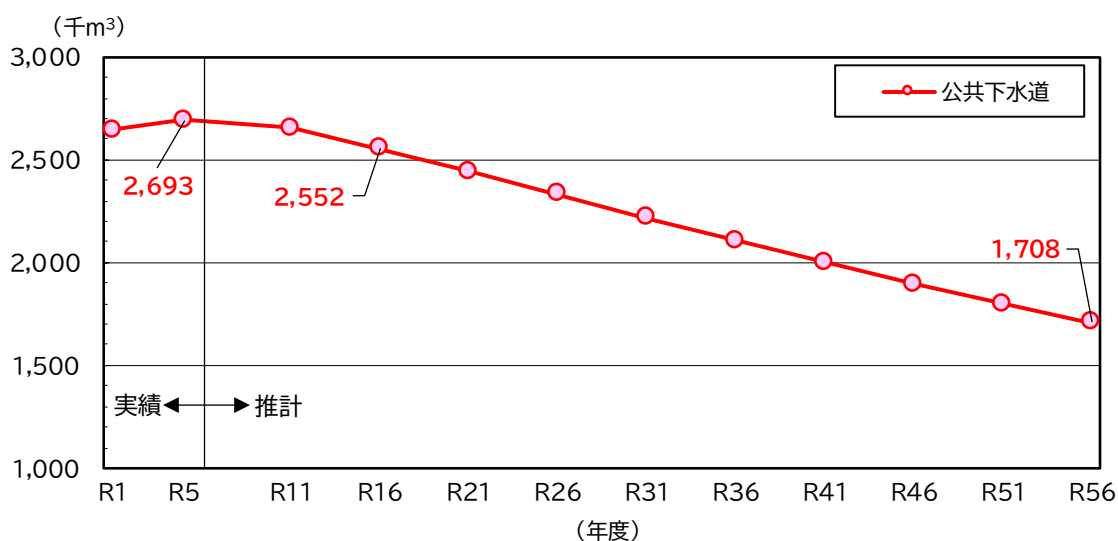


図 3.5 有収水量の予測結果

3.3 使用料収入の見通し

現状の使用料水準を維持した場合における各事業の使用料収入の将来見通しを、以下の方法で推計しました。

表 3.2 使用料収入の予測方法

推計項目	下水道事業	農業集落排水事業
使用料収入	使用料単価(使用料収入÷有収水量)を R5実績値(111.87円/m ³)で将来一定とした上で、前述の有収水量の推計値に乘じることで算出しました。	農業集落排水事業の使用料は基本割・人数割に区分されることから、以下の方法で推計を行いました。 基本割、人数割どちらも最新の使用料単価で将来一定とし、人数割は水洗化人口を乗じて算出しました。 基本割は、水洗化人口に対する水洗化戸数(戸/人)の実績値を基に、前述の水洗化人口から水洗化戸数の将来値を推計した上で、使用料単価を乗じて算出しました。

以上の推計により算出した使用料収入は、有収水量の減少、水洗化人口の減少に伴い、以下のように各事業で減少する予測となっています。

- 下水道事業(使用料収入)
 - ・目標年度の令和16年度: **286百万円**(令和5年度(301百万円)から**5%減少**)
 - ・50年後の令和56年度: **191百万円**(令和5年度から**37%減少**)
- 農業集落排水事業(使用料収入)
 - ・目標年度の令和16年度: **995千円**(令和5年度(1,132千円)から**12%減少**)
 - ・50年後の令和56年度: **620千円**(令和5年度から**45%減少**)

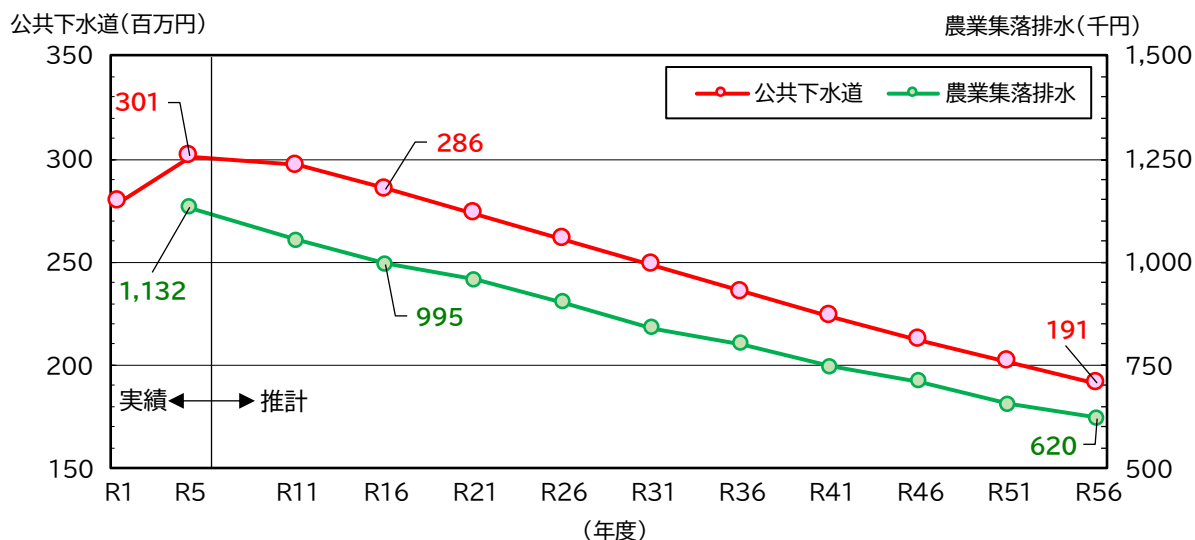


図 3.6 使用料収入の見通し(下水道事業)

3.4 施設の見通し

将来の施設整備は、これまでに策定した各種計画に基づき、改築更新を中心に進める見込みです。また、未普及対策事業は、全体計画・事業計画と整備実績とのかい離を踏まえ、実現性のある整備方針としました。

〈未普及対策事業〉 下水道事業

令和9年度以降、未普及対策事業に係る補助制度が打ち切られることから、今後の事業を次の方針により進めることとします。

■令和8年度(交付金対象期間)までは、現況と同程度(4ha/年)で整備を進める

■令和9年度以降は、1ha/年※で整備を進める

※現況整備量に、全体事業のうち交付金対象事業割合を除いた割合(約3割)を乗じて設定
(4ha/年×0.3≒1ha/年)

なお、令和7年度に「汚水処理施設整備構想」の見直しを予定しているため、同構想にて、上記における令和9年度以降の未普及対策事業の方向性を精査する予定です。

〈改築更新事業〉 下水道事業 農業集落排水事業

下水道事業については、令和5年度に管きょ、令和6年度にマンホールポンプのストックマネジメント計画を策定しているため、同計画に基づき改築更新事業を進めることとします。

農業集落排水事業については、令和2年度に「田代地区農業集落排水処理施設最適整備構想」を策定しているため、同構想に基づき、改築更新を進めていきます。

〈耐震化事業〉 下水道事業

令和6年度に「上下水道耐震化計画」及び「下水道総合地震対策計画(第3期)」を策定しているため、同計画に基づき、重要な管きょから耐震化を進めることとします。

なお、令和7年度に耐震診断を行う予定のため、同診断にて、耐震化対策が必要な管きょ延長や事業費を精査する予定です。

3.5 組織の見通し

現時点で組織体制の再編は計画されていないため、本経営戦略の計画期間内においては、現状の組織体制を維持しつつ、各種事業の実施や下水道施設の維持管理を行っていきます。

なお、今後も安定した下水道事業を継続して実施していくためには、一定の職員数を確保することが必須であるため、現状の職員数を確保しつつ、民間委託も活用しながら実務の効率化を図り、職員の能力向上のための育成や研修の充実化を図っていくことが必要となります。

第4章 経営の基本方針

本町の総合計画では、「環境・健康・交流都市 函南～住んでよし 訪れてよし 函南町～」を基本理念とし、各分野の施策を6つの柱として掲げています。その柱の1つである「社会基盤」のうち都市基盤に、下水道事業・農業集落排水事業に関連する施策として「生活排水の処理」が位置付けられており、以下に示す項目が当該施策の基本方向として挙げられています。

- (1) 下水道事業の安定経営
- (2) 下水道施設の耐震化
- (3) 未整備地域への整備促進

これら総合計画の基本方向を踏襲しつつ、前章までに示した下水道事業・農業集落排水事業における課題や近年の事業環境を取り巻く変化を踏まえ、本経営戦略では、図 4.1 に示す基本方針を定めました。

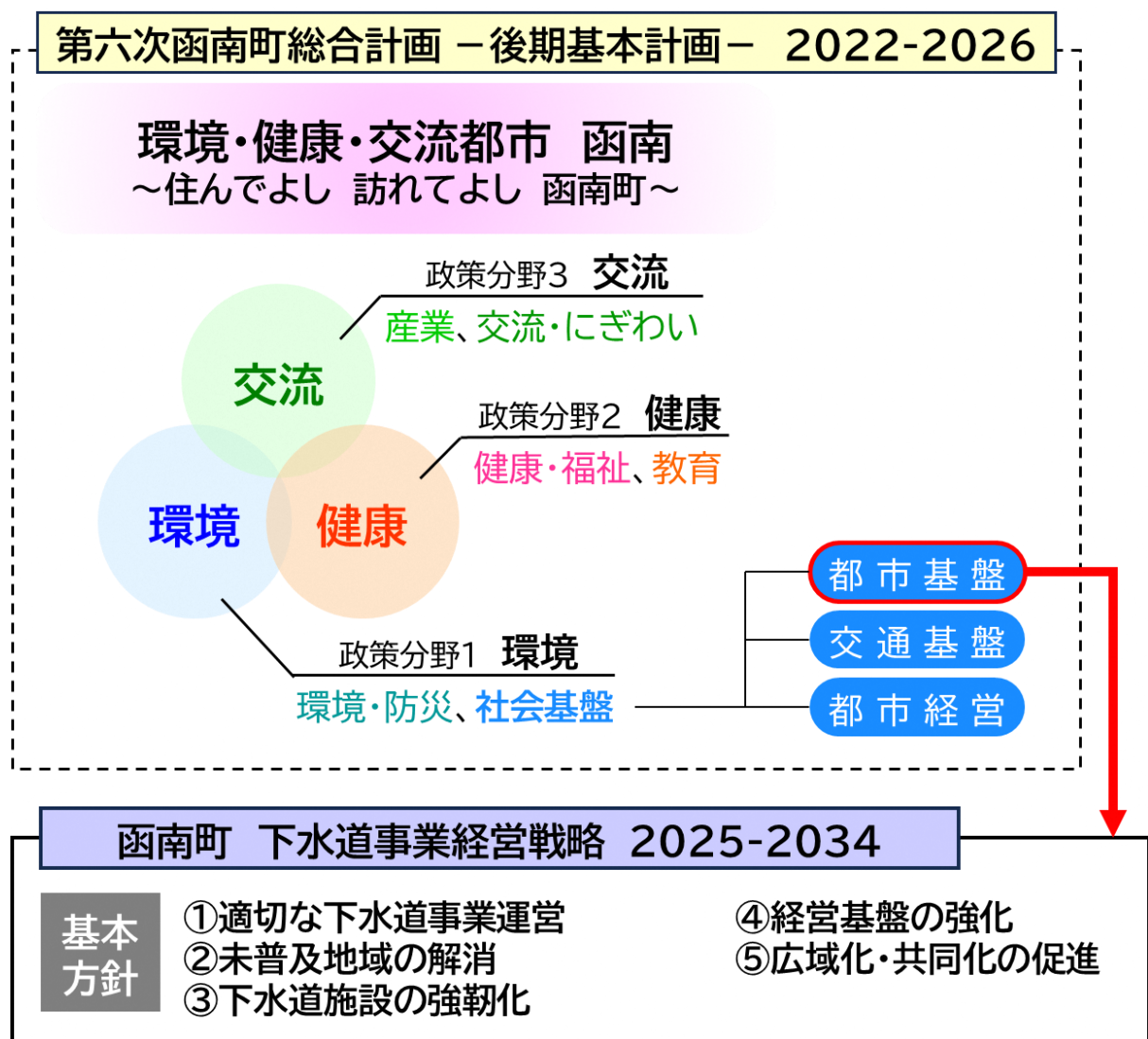


図 4.1 総合計画における基本理念・施策と本経営戦略における基本方針

①適切な下水道事業運営

「2.3 経営比較分析表を活用した現状分析」に示したとおり、本町は経営の健全性としての観点から、一般会計への依存といった課題を抱えており、健全な状況とは言えない状況です。さらに、今後も未普及整備、改築更新、耐震化等に係る投資や維持管理費が現状から増加する見込みであるため、厳しい経営を強いられることが予想されます。そのため、実態を踏まえた適正な事業計画と財政計画を基に、課題改善・経営の健全化を目指し、各事業の運営を行っていきます。

②未普及地域の解消

下水道事業において、令和9年度以降は未普及対策事業に係る国庫補助制度が打ち切られることとなっているため、今後実施可能な整備量が縮小されることが懸念されます。このような状況の中で今後も着実な未普及地域の解消を図るため、低コスト整備手法の検討及び導入を進めるとともに、改築更新等の他事業との投資バランスに配慮しつつ、弾力的な合併浄化槽等も見据え、必要な整備量を見定めながら事業を進めていきます。

③下水道施設の強靱化

今後、法定耐用年数を経過する管きょや設備の増加が見込まれることから、ストックマネジメント計画に基づく施設の点検・調査を行い、効率的・効果的に施設の更新、長寿命化等の老朽化対策に取り組み、流下機能不全や埋設管に起因する道路陥没等の事故の未然防止に努めます。

また、現在本町では「函南町公共下水道総合地震対策・長寿命化事業」として管きょの耐震化を進めています。令和7年度には、未対策の非耐震化管きょについて耐震診断を行う予定としているため、それら診断結果や別途策定した「上下水道耐震化計画」「下水道総合地震対策計画(第3期)」を踏まえ、更なる下水道施設の強靱化を図るため耐震対策事業を推進します。

④経営基盤の強化

現在、本町の下水道事業、農業集落排水事業は一般会計からの繰入に依存した事業運営となっていることから、経営基盤の強化のための収入確保に努めるとともに、一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、収入確保のため、使用料を確実に収納するとともに、国や企業債の資金を的確に調達します。

また、令和7年度からウォーターPPPの導入可能性調査実施に向けた検討に着手し、維持管理費の削減や技術力の確保を目指します。

⑤広域化・共同化の促進

令和4年度に策定された「静岡県生活排水処理広域化・共同化計画」に基づき、静岡県や東部地区内の近隣事業体との連携方策(DXの推進、維持管理の共同化等)について、検討・協議・調整を進めていきます。

第5章 投資・財政計画

経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、その中心となる「投資・財政計画(収支計画)」は、施設・設備の投資見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するように調整したものです。

今回の計画では、以下に示すとおり、各事業ともに地方公営企業法が適用された年度以降の決算書・予算書を基に、長期的な収支を見込んだ上で、本経営戦略の計画期間中(令和7年度～令和16年度の10年間)に取り組むべき事業に要する費用とその財源を試算しました。

【下水道事業】

- …推計のベースとなる数値 : 令和元年度～令和5年度の決算値と令和6年度予算値
- …推計期間(長期) : 令和7年度～令和56年度の50年間

【農業集落排水事業】

- …推計のベースとなる数値 : 令和3年度～令和5年度の決算値と令和6年度予算値
- …推計期間(長期) : 令和7年度～令和56年度の50年間

5.1 投資・財政計画(収支計画)

■ 下水道事業

<収益的収支>

有収水量の減少に伴い、使用料収入も減少傾向が続き、現状のままでは健全な事業運営の継続が困難になることが懸念されるため、令和9年度・令和14年度に使用料改定※1を行う必要があります。また、一般会計への依存といった課題を抱えていることから、今回の投資・財政計画においては、一般会計繰入額の見直しも行う方針としました。

これらにより、使用料収入が使用料改定時期に沿った形で段階的に増加することとなり、計画期間内の損益をプラスに維持することが可能になります。加えて、令和7年度・令和8年度における一時的な増加はあるものの、令和9年度以降は一般会計繰入金を減少させることで、一般会計に対する依存度も緩和される見込みです。

また、計画期間内における経常収支比率は、令和7年度以降に100%を上回り、収支のバランスが保たれる見通しです。

<資本的収支>

資本的収支については、建設改良費を主とする支出が収入を上回るため、資本的収支不足額が発生する見込みです。この不足分は、補てん財源(主に損益勘定留保資金※2)から補てんします。

そのため、計画期間内における補てん財源残高をプラスで維持できるように、起債額や使用料の改定率を設定しました。

※1 次頁の図 5.1 に示す使用料単価は、使用料収入を有収水量で除すことで算出される指標値であり、前述の「2.1.3 使用料」で示した超過料金の単価(105円/m³)とは異なる(使用料収入の算定方法は後述の「表 5.2 財源の試算方法(収益的収入)」参照)。そのため、令和9年度の使用料改定により超過料金が152.7円/m³になるというわけではないことに留意されたい。

※2 損益勘定留保資金:減価償却費や資産減耗費等、現金支出を必要としない費用の計上により留保される資金。

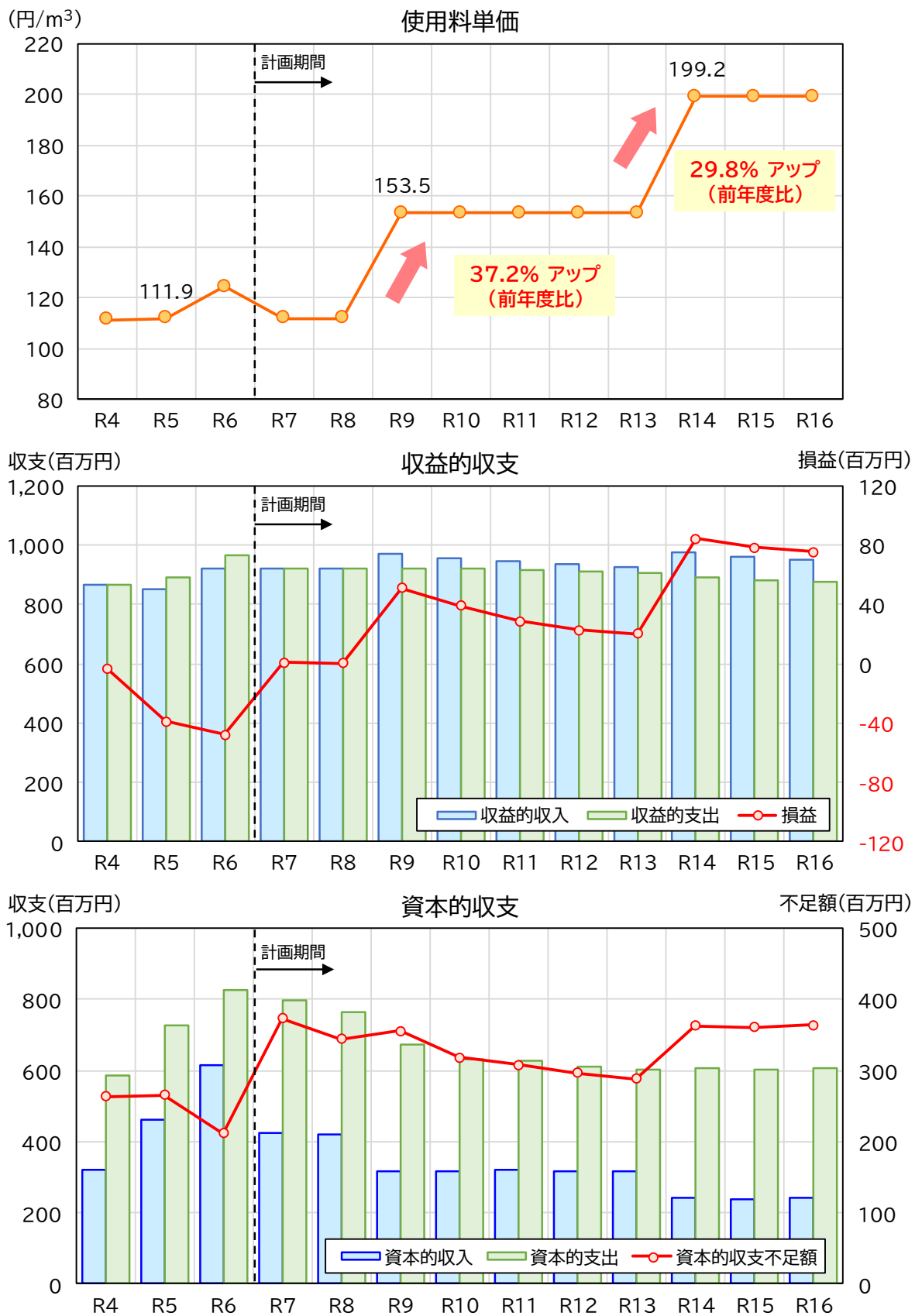


図 5.1 収支計画の見通し(1/2)(下水道事業)

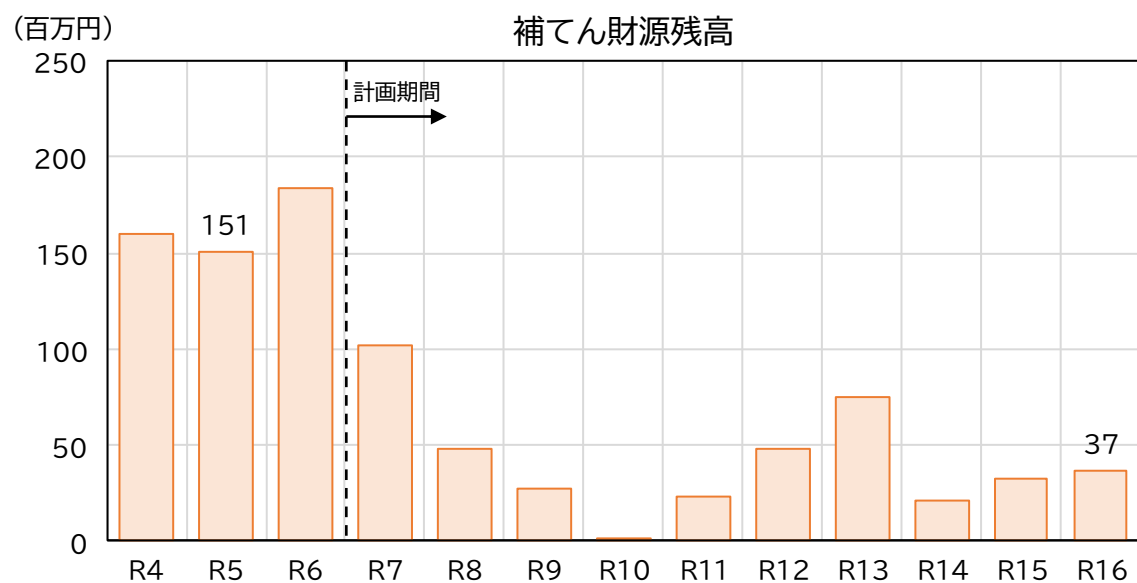
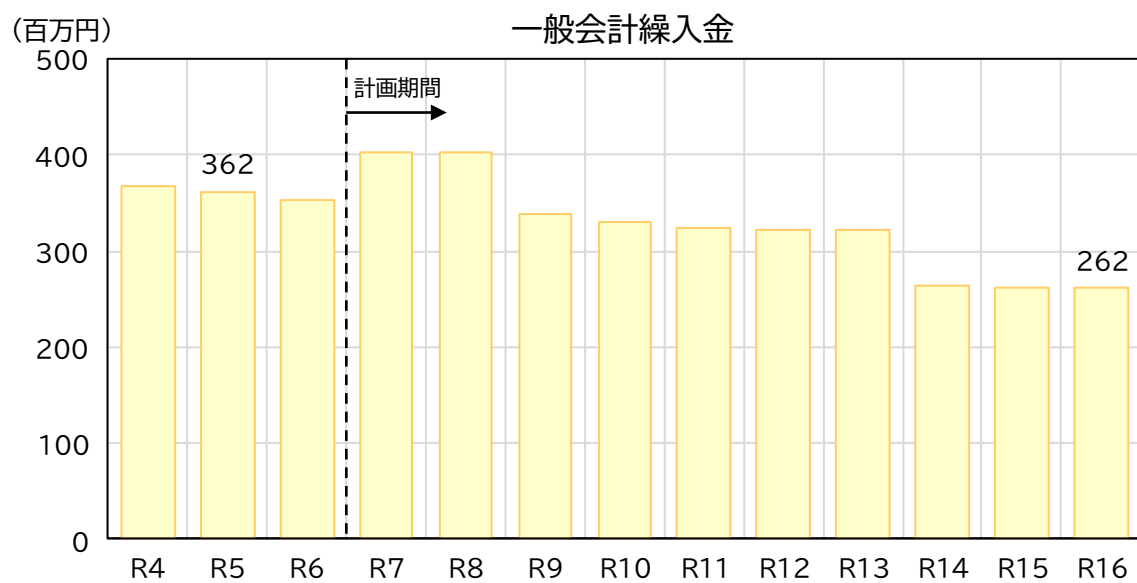
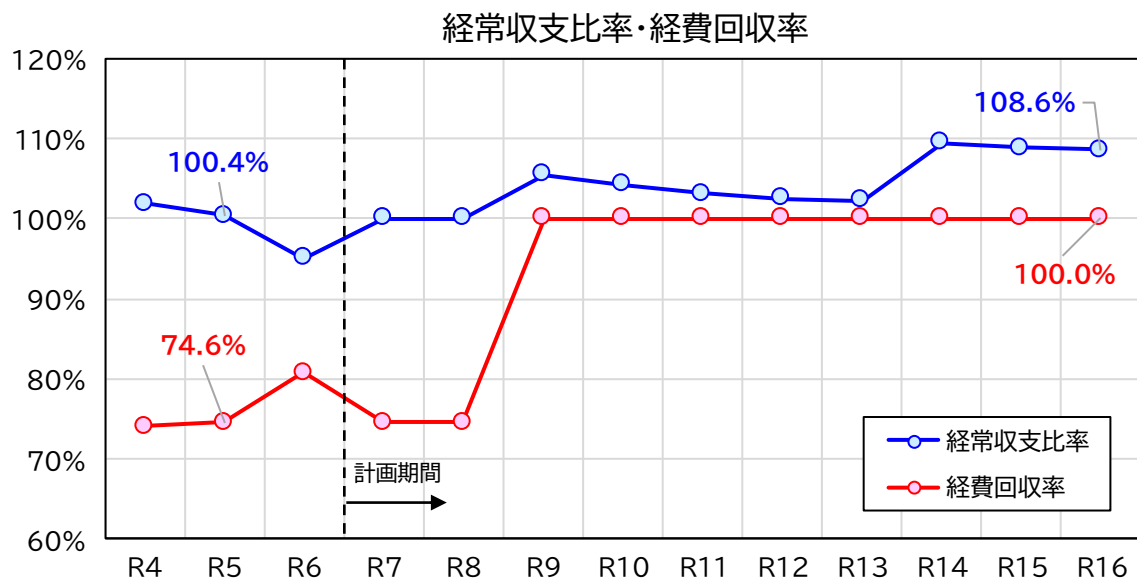


図 5.2 収支計画の見通し(2/2)(下水道事業)

■ 収益的収支(下水道事業)

(単位:千円, %)

年 度		令和4年度 (決 算)	令和5年度 (決 算)	令和6年度 (予 算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分														
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	636,111	621,456	690,293	689,395	687,418	736,734	726,582	717,892	713,210	709,086	769,118	762,672	759,169
	(1) 料 金 収 入	305,127	301,272	336,720	303,112	302,883	412,815	410,063	407,245	404,493	401,344	516,791	512,639	508,507
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	330,984	320,184	353,572	386,283	384,535	323,919	316,519	310,647	308,716	307,742	252,326	250,033	250,661
	2. 営 業 外 収 益	227,809	231,959	228,884	232,032	234,040	234,963	231,409	226,269	221,562	215,988	206,481	199,003	192,285
	(1) 補 助 金	315	3,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計補助金	315	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他補助金	0	3,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	227,394	228,417	228,882	231,954	233,962	234,885	231,331	226,191	221,484	215,910	206,403	198,925	192,207
	(3) そ の 他	100	41	2	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
	収 入 計 (C)	863,920	853,415	919,177	921,427	921,458	971,697	957,992	944,161	934,772	925,074	975,599	961,675	951,453
	1. 営 業 費 用	795,633	800,918	915,798	869,025	869,720	869,244	865,569	859,604	854,076	844,532	829,052	820,060	811,869
	(1) 職 員 給 与 費	25,143	26,005	27,764	25,151	25,402	25,656	25,913	26,172	26,434	26,698	26,965	27,235	27,507
	基 本 給	11,519	11,537	11,778	11,428	11,543	11,658	11,775	11,892	12,011	12,131	12,253	12,375	12,499
	退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	13,623	14,468	15,986	13,722	13,860	13,998	14,138	14,280	14,422	14,567	14,712	14,859	15,008
	(2) 経 費	276,324	279,225	389,287	350,418	347,371	343,324	339,489	335,937	332,833	330,116	327,808	325,591	323,466
	動 力 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	修 繕 費	809	1,394	1,722	1,004	1,012	1,020	1,028	1,037	1,045	1,053	1,062	1,070	1,079
	光 熱 水 費	2,455	2,246	2,576	2,227	2,245	2,263	2,281	2,299	2,317	2,336	2,354	2,373	2,392
	そ の 他	273,059	275,584	384,989	347,187	344,115	340,041	336,180	332,601	329,471	326,727	324,391	322,147	319,995
支 出	(3) 減 価 償 却 費	494,167	495,688	498,747	493,456	496,946	500,264	500,168	497,495	494,810	487,719	474,279	467,235	460,896
	2. 営 業 外 費 用	52,349	49,438	50,919	51,612	51,191	51,487	53,468	55,604	57,828	60,074	62,342	63,295	64,217
	(1) 支 払 利 息	52,201	48,916	50,916	50,368	49,947	50,243	52,223	54,360	56,584	58,830	61,098	62,051	62,973
	(2) そ の 他	147	522	3	1,244	1,244	1,244	1,244	1,244	1,244	1,244	1,244	1,244	1,244
	支 出 計 (D)	847,981	850,355	966,717	920,637	920,910	920,731	919,037	915,208	911,905	904,606	891,394	883,355	876,086
	経 常 損 益 (E)	15,939	3,059	△ 47,540	790	548	50,965	38,955	28,953	22,867	20,468	84,205	78,320	75,368
	特 別 利 益 (F)	870	500	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)	20,286	42,481	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (H)	△ 19,416	△ 41,981	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益(又は純損失)		△ 3,477	△ 38,921	△ 47,539	790	548	50,965	38,955	28,953	22,867	20,468	84,205	78,320	75,368
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		36,513	△ 2,409	△ 50,048	△ 49,258	△ 48,710	2,255	39,214	52,079	71,131	91,599	105,177	111,330	112,426
使 用 料 改 定 率							37.2%					29.8%		

■ 資本的収支(下水道事業)

(単位:千円)

年 度		令和4年度 (決 算)	令和5年度 (決 算)	令和6年度 (予 算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
区 分															
資本的 収入 の 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	198,700	291,900	356,000	182,000	198,000	272,000	272,000	272,000	272,000	272,000	199,000	198,000	197,000
		2. 他 会 計 出 資 金	35,639	41,885	0	17,184	17,106	14,410	14,079	13,819	13,732	13,689	11,223	11,121	11,149
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国（都道府県）補助金	83,283	121,600	253,800	221,305	201,296	27,926	27,926	33,316	27,926	27,926	30,782	29,658	33,316
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	4,971	4,114	2,965	3,762	3,762	941	941	941	941	941	941	941	941
		9. そ の 他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	322,593	459,499	612,766	424,251	420,164	315,276	314,946	320,075	314,599	314,556	241,946	239,720	242,406
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純計 (A)-(B) (C)	322,593	459,499	612,766	424,251	420,164	315,276	314,946	320,075	314,599	314,556	241,946	239,720	242,406
	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	311,836	460,774	568,501	548,661	523,118	435,086	407,643	411,862	399,742	394,759	402,007	401,669	407,551
		うち 職 員 給 与 費	22,233	24,266	25,867	26,242	26,505	26,770	27,038	27,308	27,581	27,857	28,135	28,417	28,701
		2. 企 業 債 償 還 金	273,987	264,124	255,347	248,567	240,649	235,521	225,285	216,487	211,711	207,907	202,313	198,965	198,699
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)		585,823	724,898	823,848	797,228	763,767	670,607	632,929	628,349	611,453	602,666	604,320	600,633	606,250	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		263,230	265,400	211,082	372,977	343,603	355,331	317,983	308,274	296,854	288,110	362,374	360,913	363,844	
補填 財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	244,919	237,265	189,410	343,975	317,218	335,247	295,779	271,305	273,325	268,396	271,288	268,310	268,690	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	1,996	16,087	3,816	0	70,627	72,167	74,271	
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. そ の 他	18,311	28,135	21,672	29,002	26,385	20,084	20,208	20,882	19,713	19,714	20,459	20,436	20,883	
	計 (F)	263,230	265,400	211,082	372,977	343,603	355,331	317,983	308,274	296,854	288,110	362,374	360,913	363,844	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)		3,912,391	3,940,167	4,040,820	3,974,253	3,931,604	3,968,084	4,014,798	4,070,311	4,130,600	4,194,693	4,191,380	4,190,416	4,188,717	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(予 算)										
収益的収支分		331,224	319,804	353,477	386,144	384,396	323,780	316,380	310,508	308,577	307,603	252,187	249,894	250,522
資本的収支分		35,639	41,885	0	17,184	17,106	14,410	14,079	13,819	13,732	13,689	11,223	11,121	11,149
合 計		366,863	361,689	353,477	403,328	401,502	338,190	330,459	324,327	322,309	321,292	263,410	261,015	261,671

■ 農業集落排水事業

<収益的収支>

水洗化人口の減少に伴い、使用料収入も減少傾向が続き、現状のままでは健全な事業運営の継続が困難になることが懸念されるため、令和9年度・令和14年度に使用料改定を行う必要があります。

また、下水道事業と同様に一般会計への依存といった課題を抱えていることから、今回の投資・財政計画においては一般会計繰入額の見直しも行う方針としました。

これにより、使用料収入が使用料改定時期に沿った形で段階的に増加することとなり、計画期間内の損益をプラスに維持することが可能になります。加えて、令和7年度・令和8年度における一時的な増加はあるものの、令和9年度以降は一般会計繰入金を減少させることで、一般会計に対する依存度も緩和される見込みです。

また、計画期間内における経常収支比率は、令和7年度以降に100%を上回り、収支のバランスが保たれる見通しです。

<資本的収支>

資本的収支については、今後改築更新に伴う建設改良費が発生することとなり、それら支出が収入を上回るため、資本的収支不足額が発生する見込みです。この不足分は、補てん財源(主に損益勘定留保資金)から補てんします。

なお、過年度からの繰越や当年度発生する損益勘定留保資金を考慮すると、企業債の借入れを行わずに計画期間内の補てん財源残高をプラスで維持できる見通しとなっています。

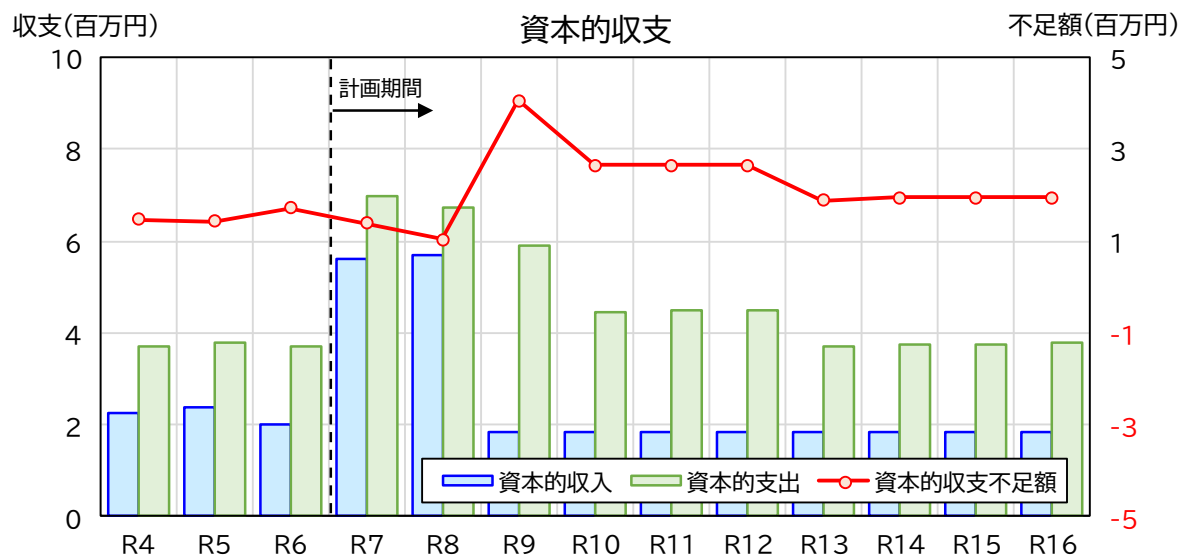
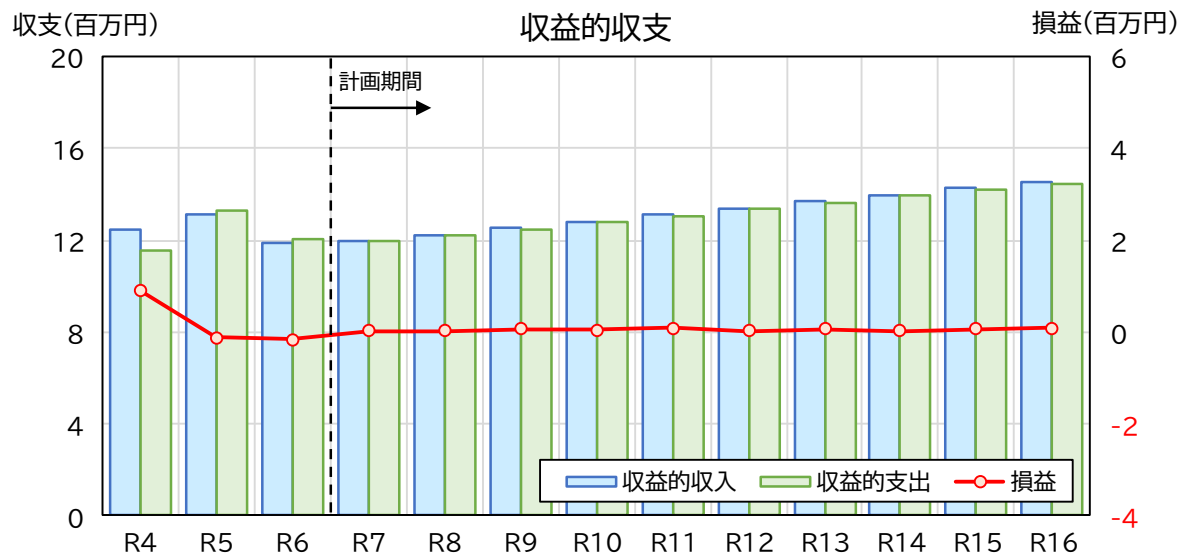
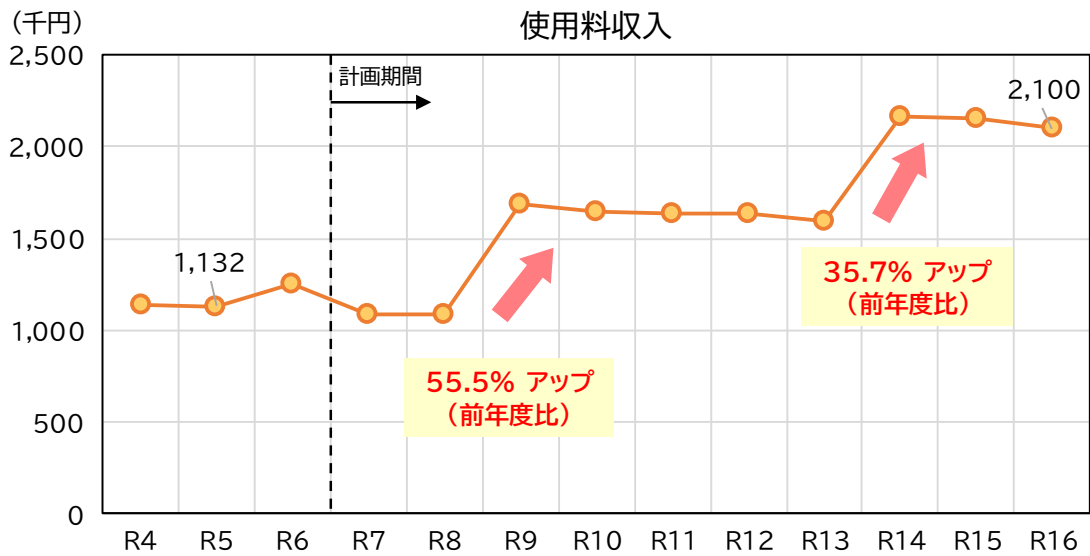


図 5.3 収支計画の見通し(1/2)(農業集落排水事業)

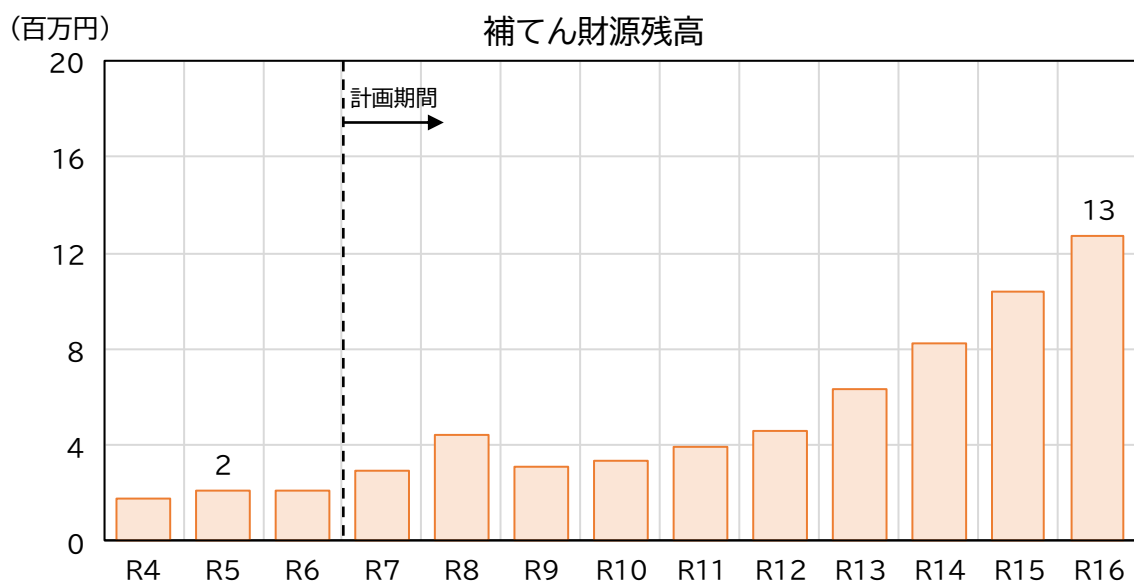
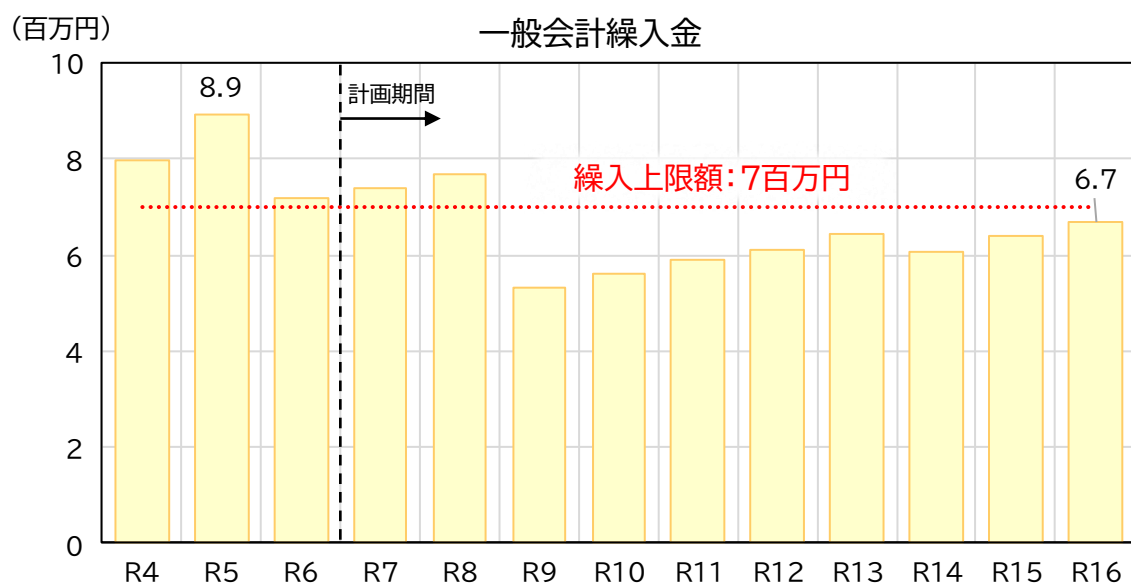
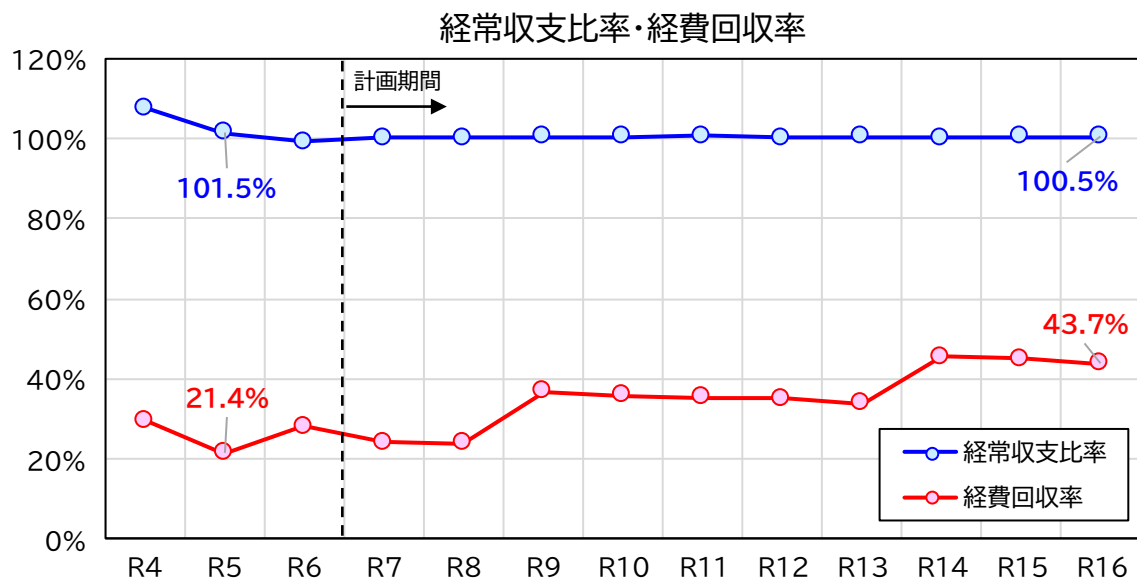


図 5.4 収支計画の見通し(2/2)(農業集落排水事業)

■ 収益的収支(農業集落排水事業)

(単位:千円, %)

年 度		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分														
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	6,904	7,692	6,423	6,521	6,736	7,021	7,239	7,534	7,728	8,022	8,242	8,534	8,784
	(1) 料 金 収 入	1,134	1,132	1,247	1,088	1,085	1,682	1,644	1,639	1,633	1,596	2,158	2,150	2,100
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	5,770	6,560	5,176	5,433	5,651	5,339	5,595	5,895	6,095	6,426	6,084	6,384	6,684
	2. 営 業 外 収 益	5,560	5,461	5,461	5,461	5,496	5,531	5,565	5,600	5,635	5,669	5,704	5,739	5,773
	(1) 補 助 金	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計補助金	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	5,461	5,461	5,460	5,461	5,496	5,530	5,565	5,600	5,634	5,669	5,704	5,738	5,773
	(3) そ の 他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収 入 計 (C)	12,465	13,153	11,884	11,982	12,232	12,552	12,804	13,134	13,362	13,691	13,946	14,273	14,557
	1. 営 業 費 用	11,143	12,230	11,744	11,640	11,930	12,220	12,511	12,802	13,093	13,385	13,677	13,960	14,243
	(1) 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基 本 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 支 出	(2) 経 費	3,815	4,902	4,416	4,312	4,346	4,381	4,416	4,451	4,486	4,522	4,558	4,594	4,631
	動 力 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	修 繕 費	943	680	900	780	786	792	799	805	811	818	824	831	838
	光 熱 水 費	579	501	723	579	583	588	593	598	602	607	612	617	622
	そ の 他	2,293	3,722	2,793	2,953	2,977	3,000	3,024	3,048	3,072	3,097	3,121	3,146	3,171
	(3) 減 価 償 却 費	7,328	7,328	7,328	7,328	7,584	7,839	8,095	8,351	8,607	8,863	9,119	9,366	9,613
	2. 営 業 外 費 用	429	728	240	326	285	273	249	246	244	242	242	240	237
	(1) 支 払 利 息	420	329	237	152	111	99	75	72	70	68	68	66	63
	(2) そ の 他	9	399	3	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174
	支 出 計 (D)	11,572	12,958	11,984	11,965	12,215	12,493	12,760	13,048	13,337	13,627	13,919	14,200	14,480
経 常 損 益 (E)		893	195	△ 100	17	17	59	44	86	25	65	27	73	77
特 別 利 益 (F)		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 失 (G)		0	316	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 益 (H)		0	△ 316	△ 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益(又は純損失)		893	△ 121	△ 102	17	17	59	44	86	25	65	27	73	77
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		872	751	599	616	633	692	737	822	848	912	940	1,012	1,090
使 用 料 改 定 率							55.5%					35.7%		

■ 資本的収支(農業集落排水事業)

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 (予 算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収入	1. 企 業 債	0	0	0	1,824	1,824	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	2,190	2,371	2,000	1,960	2,038	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	54	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	2,244	2,371	2,001	5,608	5,686	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	2,244	2,371	2,001	5,608	5,686	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
資本的支出	1. 建 設 改 良 費	0	0	0	3,648	3,648	3,648	3,648	3,648	3,648	3,648	3,648	3,648	3,648
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	3,711	3,802	3,712	3,342	3,079	2,240	820	822	825	58	116	118	121
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)		3,711	3,802	3,712	6,990	6,727	5,888	4,468	4,470	4,473	3,706	3,764	3,766	3,769
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		1,467	1,431	1,711	1,381	1,040	4,064	2,644	2,646	2,649	1,882	1,940	1,942	1,945
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,467	1,431	1,711	1,016	675	3,699	2,279	2,281	2,284	1,517	1,575	1,577	1,580
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365
	計 (F)	1,467	1,431	1,711	1,381	1,040	4,064	2,644	2,646	2,649	1,882	1,940	1,942	1,945
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		18,641	14,839	11,127	9,609	8,355	6,115	5,295	4,472	3,647	3,589	3,473	3,355	3,234

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度 (予 算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 支 分		5,770	6,560	5,176	5,433	5,651	5,339	5,595	5,895	6,095	6,426	6,084	6,384	6,684
資 本 的 収 支 分		2,190	2,371	2,000	1,960	2,038	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		7,960	8,931	7,176	7,393	7,689	5,339	5,595	5,895	6,095	6,426	6,084	6,384	6,684

5.2 投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

投資に関する目標
● スtockマネジメント計画に基づき改築更新事業を進めるとともに、各事業の優先度を踏まえた上で、可能な限り建設改良費の平準化を図ります。 ● 耐震化事業については、上下水道耐震化計画に基づき、重要な管きょから整備を進め、令和25年度までに耐震化率100%の達成を目指します。

既往計画や既存の整備量等を参考に、「3.4 施設の見通し」に示した各事業を行うための将来事業費を整理し、投資計画を策定しました。

策定した投資計画は表 5.1、図 5.5 に示すとおりです。

【下水道事業】

本町の東部処理区は流域下水道の狩野川東部浄化センターに接続しているため、「3.4 施設の見通し」で示した未普及対策事業・改築更新事業・耐震化事業に加え、県の計画値に基づく流域下水道建設負担金を投資計画に反映しました。また、全体計画・事業計画等の計画策定に係る委託費、ウォーターPPPの導入可能性調査に係る委託費を投資計画に反映しました。

なお、既述のとおり、今後「汚水処理施設整備構想」の見直しや耐震診断の実施、ウォーターPPPの導入可能性調査を行うため、それら検討の結果次第では、今回策定した投資計画が大きく変化する可能性があります。また、投資に係る広域化・共同化については、現時点で具体化された取組はないため、本経営戦略には反映しておりません。

【農業集落排水事業】

農業集落排水事業については、「3.4 施設の見通し」で示したとおり、「田代地区農業集落排水処理施設最適整備構想」が策定されており、本構想は既存の設備を標準耐用年数で更新することを想定した計画となっています。一方で、計画どおりに改築更新を進めた場合、利用者から得られる収入規模に対し大幅な工事費用が必要となります。また、標準耐用年数経過後も支障なく使用できている設備も多く存在することから、下水道新技術推進機構が発刊している文献を参考に実耐用年数(標準耐用年数の1.5～1.7倍)を設定し、延命化を図ることとしました。さらに、単年度に多額の投資を行うことは現実的ではないため、平準化した値(50年間の平均値)を、単年度あたりの事業費として設定しました。

なお、農業集落排水事業についても、人口減少や改築更新事業が経営面に与える影響等に配慮した適正な投資規模を見極めるため、事業の方向性について今後も検討を進める予定です。そのため、それら検討の結果次第では、今回策定した投資計画が大きく変化する可能性があります。また、投資に係る広域化・共同化については、下水道事業と同様、現時点で具体化された取組はないため、本経営戦略には反映しておりません。

表 5.1 投資計画の内訳

事業	項目		期間	事業費設定の根拠
下水道事業	未普及対策事業		R7～	整備面積当たりの事業費(近3か年の実績値)から算定
	改築更新事業	污水管きよ	R7～	ストックマネジメント計画の計画値
		マンホールポンプ	R7～	
	耐震化事業		R8～	下水道総合地震対策計画の計画値
	流域下水道建設負担金		R7～	県算定値
	計画策定等に係る委託費	全体計画 (污水处理施設整備構想)	R7	実績値
		事業計画	R9,R14	
		ストックマネジメント計画 (管きよ)	R10,R15	
		ストックマネジメント計画 (マンホールポンプ)	R11,R16	
		経営戦略	R11,R16	
		その他	R7	業者見積、内部積算
農業集落排水事業	改築更新事業		R7～	田代地区農業集落排水処理施設最適整備構想の計画値を基に、延命化・平準化を図った形に見直し

※ストックマネジメント(マンホールポンプ)は計画策定時点の暫定値

※計画策定に係る委託費の「その他」は、耐震診断・雨天時浸入水対策計画・ウォーターPPP導入可能性調査

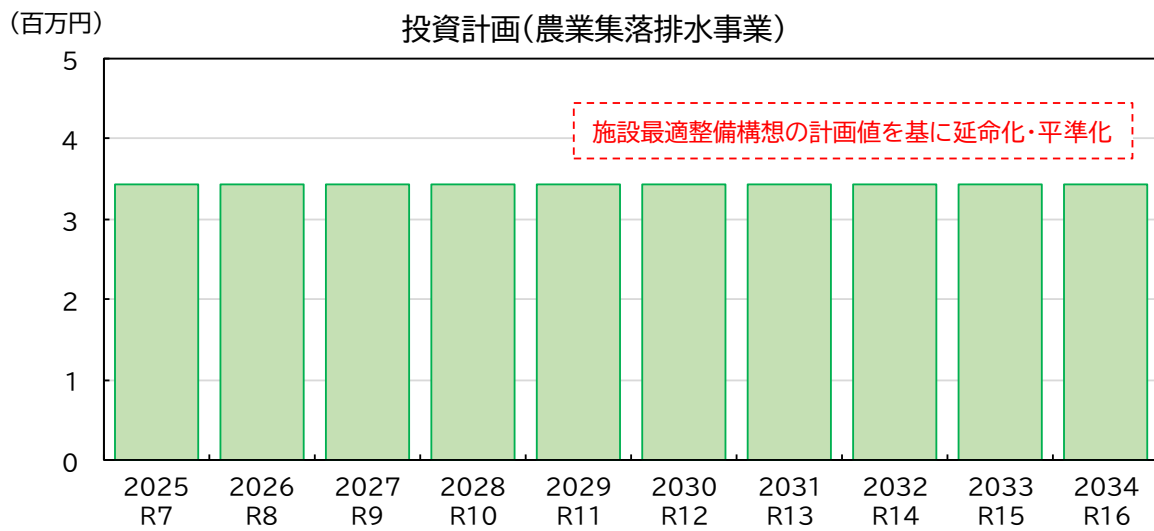
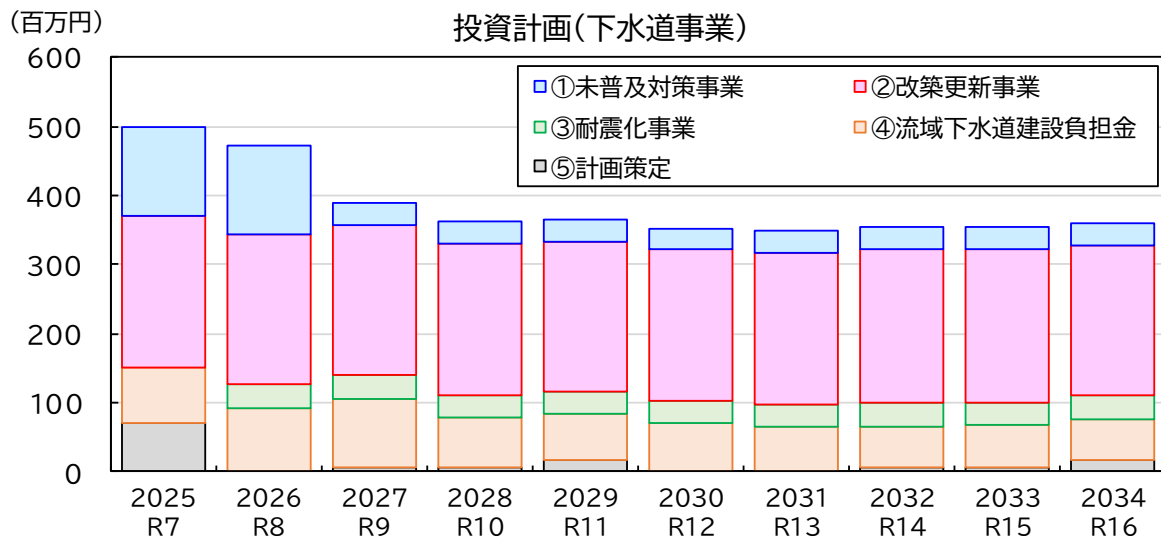


図 5.5 投資計画(年次計画)

② 収支計画のうち財源についての説明

財源に関する目標	
経費回収率	R16目標値:100.0%(R5から25.4%向上) (下水道事業) R16目標値:43.7%(R5から22.3%向上) (農業集落排水事業) 長期目標:現行水準から経費回収率を向上させる
経常収支比率	全期間で100%以上 (下水道事業・農業集落排水事業)
一般会計 繰入金	R16目標値:262百万円(R5から27.7%減) (下水道事業) R16目標値:6.7百万円(R5から25.2%減) (農業集落排水事業) 長期目標:現行水準から繰入金の額を減少させる

【下水道事業】

建設改良投資に対して、国の交付金や企業債の発行による借入れを活用し、財源を確保します。

ただし、企業債を多く発行し続けた場合、結果として次世代の住民一人当たりが負担する支払利息額が多くなります。これらを考慮すると、人口の減少が確実視される現時点において、負担を次世代へ先送りするような施策は出来るだけ避けるべきと考えます。

このことから、国の交付金を最大限に活用しつつ、使用料改定による財源確保を目指して経営の持続を図ります。また、本経営戦略においても、令和14年度以降は起債額が償還額を上回らないことを前提に財政収支見通しを検討しました(令和13年度までは使用料改定率の大幅増を回避するため最大限起債)。

また、一般会計へ依存しているという問題点を解消するため、使用料の改定に合わせて繰入金の額を段階的に減少させることとしました。

使用料改定率は、経常収支比率を全期間100%以上で維持すること、補てん財源残高がマイナスとならないことを前提に、各財源(使用料・一般会計繰入金・企業債)に係る条件を変えた財源確保ケースを複数検討しました。なお、使用料改定率の設定にあたり、改定間隔は5年間、改定初年度は令和9年度(今後の各種計画の見直しや使用料の改定に向けた準備期間等を考慮)としました。

上記方針にて検討を行い、経費回収率の向上や一般会計への依存度緩和が見込め、かつ町民への影響が比較的小さい(計画期間内の使用料改定率が比較的低い)ケースを、本経営戦略における最適案として採用しました。

最終的に採用されたケースにおける使用料の改定率は、令和9年度に37.2%(対令和5年度比)、令和14年度に29.8%(対前年度比、令和5年度比であれば78.1%)としています。

【農業集落排水事業】

下水道事業と同様に、建設改良投資に対して、国の交付金を活用し、財源を確保します。ただし、企業債については、補てん財源残高の推移や次世代の負担を考慮し、借入れを行わないこととしました。

一方で、物価上昇に伴う経費の上昇や今後実施する改築更新事業に伴う減価償却費の増加に伴い、収益的支出全体は増加する見込みとなっているため、使用料改定による財源確保を目指して経営の持続を図ります。

また、下水道事業と同様に一般会計へ依存しているという問題点を抱えているため、将来的な繰入額を現行水準(約7百万円/年)未満に抑えることとしました。

使用料改定率は、経常収支比率を全期間100%以上で維持すること、補てん財源残高がマイナスとならないことを前提に、各財源(使用料・一般会計繰入金)に係る条件を変えた財源確保ケースを複数検討しました。なお、改定間隔・改定初年度は下水道事業と同様としました。

上記方針にて検討を行い、経費回収率の向上や一般会計への依存度緩和が見込め、かつ町民への影響が比較的小さい(計画期間内の使用料改定率が比較的低い)ケースを本経営戦略における最適案として採用しました。

最終的に採用されたケースにおける使用料の改定率は、令和9年度に55.5%(対令和5年度比)、令和14年度に35.7%(対前年度比、令和5年度比であれば111.1%)としています。なお、下水道事業に比べ大幅な値上げが必要となりますが、現状の財源総額に対する使用料の割合が低いことが要因であり、今後改築更新事業を行いつつ一般会計への依存度が緩和された健全な経営を行っていくためには、このような改定は避けられないと考えています。

表 5.2 財源の試算方法(収益的収入)

費目		試算方法
営業収益	下水道使用料 農業集落排水使用料	《下水道事業》 ・ 使用料単価×有収水量 で算定 ・ 使用料単価は、R8まではR5の単価を採用したうえで、R9及びR14の使用料改定を反映 ・ 有収水量は前述の予測結果を反映 《農業集落排水事業》 ・ 基本割×水洗化戸数+人数割×水洗化人口 で算定 ・ 基本割・人数割の金額は、R9及びR14の使用料改定を反映 ・ 水洗化人口は前述の予測結果を反映
	他会計負担金	《下水道事業》 ・ R9以降については、一般会計繰入予定額の合計(一定の基準に基づき算定)に他会計負担金の配分比率を乗じて設定 ・ R7～R8は使用料改定前であるため、経常収支比率100%を確保可能な額を上記とは別に追加計上 ・ 他会計負担金と他会計出資金(資本的収入の費目)の配分比率は、R1～R5の平均値を将来一定として設定 《農業集落排水事業》 ・ R9以降については、一般会計繰入予定額の合計＝他会計負担金とした上で、7百万円/年(一般会計への依存度を緩和するため、実績を基に現行水準を下回る値として設定)を下回りかつ経常収支比率100%を確保可能となる額を設定 ・ R7～R8は使用料改定前であるため、下水道事業と同様の考えで、経常収支比率100%を確保可能な額を設定
	その他営業収益	《下水道事業》 ・ R1～R5決算+R6予算の平均値 で将来一定 《農業集落排水事業》 ・ 計上しない(過年度においても該当なし)
営業外収益	長期前受金戻入	《下水道事業・農業集落排水事業》 ・ 既存分+新規分(R7以降) で算定 ・ 新規分は、国庫補助金、受益者負担金、受益者分担金の取得額合計に対し、法定耐用年数50年・定額法・償却限度率95%で算定
	雑収益	《下水道事業》 ・ R1～R5決算+R6予算の平均値 で将来一定 《農業集落排水事業》 ・ R3～R5決算+R6予算の平均値 で将来一定
特別利益		《下水道事業・農業集落排水事業》 ・ 計上しない

表 5.3 財源の試算方法(資本的収入)

費目	試算方法
企業債	《下水道事業》 ・ 5年毎に起債率を設定し、起債対象工事費(補助金・負担金を除いた額)に乘じることで設定(R13までは100%、R14以降は起債額<償還額となるように調整) 《農業集落排水事業》 ・ 計上しない(起債なし)
他会計出資金	《下水道事業》 ・ 一般会計繰入予定額の合計に他会計出資金の配分比率を乗じて設定 ・ 他会計負担金(収益的収入の費目)と他会計出資金の配分比率は、R1～R5の平均値を将来一定として設定 《農業集落排水事業》 ・ R7～R8は下水道事業と同様の考えで設定 ・ R9以降は計上しない(一般会計繰入金は全て収益的収入に計上)
国庫補助金	《下水道事業・農業集落排水事業》 ・ 適用対象となる事業の工事請負費及び委託料(工事請負費の設計委託分)に交付率(1/2)を乗じて設定 ・ 適用対象となる工事請負費は投資計画にて設定した値を引用
負担金 (受益者負担金、 受益者分担金)	《下水道事業》 ・ 整備面積当たりの受益者負担金・受益者分担金(R1～R5決算の平均値)に、将来の年度別整備面積を乗じて設定 ※農業集落排水事業は該当費目なし(整備が完了しているため)

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員数においては、技術力確保や業務運営を考慮すると、現状からの人員削減は難しいこと、一方で、更新事業の増大を想定した組織体制の強化に今後取り組んでいくものの、将来的な増員は不透明となっています。このため、人件費は現体制を維持することを前提に算出しますが、人事院勧告や近年の実績を参考に人件費上昇率を反映しています。

また、昨今の物価上昇を鑑みて、関連する経費については、内閣府による公表資料を参考に物価上昇率を反映しています。

その他、民間委託の拡大や広域化・共同化の取組等による経費削減の効果が今後期待されますが、現時点では具体化されていない部分が多いため、本経営戦略には反映しておりません。

表 5.4 投資以外の経費の試算方法

費目	試算方法
物価上昇を見込む費目 (旅費、備用品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費等)	《下水道事業》 ・ 物価上昇率+0.8%を考慮 ・ 計画初年度の R7は、R1～R5決算及び R6予算の傾向を基に設定 《農業集落排水事業》 ・ 物価上昇率+0.8%を考慮 ・ 計画初年度の R7は、R3～R5決算及び R6予算の傾向を基に設定
報償費	《下水道事業》 ・ 負担金(受益者負担金、受益者分担金)×報償費率 ・ 報償費率(負担金に対する比率)は R1～R5平均値を採用 ※農業集落排水事業は該当費目なし
人件費(職員給与費)	《下水道事業》 ・ 人件費上昇率+1.0%を考慮 ・ 計画初年度の R7は R1～R5決算+R6予算の平均値を採用 ※農業集落排水事業は該当費目なし
減価償却費	《下水道事業・農業集落排水事業》 ・ 既存分+新規分(R7以降) ・ 新規分は、投資計画を工種別に細分化した上で各工種の標準耐用年数に基づき定額法・残存価格5%とした見込額を算定
企業債償還金 企業債支払利息	《下水道事業・農業集落排水事業》 ・ 既存分+新規分(R7以降) ・ 新規分は、半年賦元利均等償還30年(5年据置、25年償還)、利率1.9%で算定した見込額を計上
上記以外の経費	《下水道事業》 ・ R1～R5決算及び R6予算の傾向を基に設定 《農業集落排水事業》 ・ R3～R5決算及び R6予算の傾向を基に設定

5.3 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和6年度に会計処理システムのクラウド化を実現しました。今後、更なる共同化に向けた検討を進めていきます。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく点検・調査を行い、改築更新の優先順位を適宜見直すことで、下水道施設の延命化及び改築更新に係る投資の抑制・平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI 等など)	令和7年度から、ウォーターPPP の導入可能性調査実施に向けた検討に着手します。
その他の取組	令和7年度に「汚水処理施設整備構想」の見直しを予定しているため、同構想にて、令和9年度以降の未普及対策事業の方向性を精査します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今回の収支計画では、経営状況の悪化を鑑みて令和9年度及び14年度に下水道使用料及び農業集落排水使用料の値上げを予定しています。値上げ幅を抑制できるよう、経常経費の削減等に取り組みながら、適正な使用料水準を検討していきます。 なお、農業集落排水使用料については、現在人数割の使用料体系となっていることから、上記使用料の改定に合わせて、使用料体系の見直し(使用水量に応じて使用料が決まる使用料体系への変更)についても検討を行っていきます。
資産活用による 収入増加の取組について	活用可能な施設は抱えていないため、未利用の土地の有効活用等について調査・研究を行います。
その他の取組	今後、各事業の状況をモニタリングしつつ、一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、使用料の確実な収納に向けた取組を検討するとともに、国からの交付金や企業債等、事業運営に必要な資金調達を的確に行います。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFI 等な ど)	令和7年度から、ウォーターPPP の導入可能性調査実施に 向けた検討に着手します。
職員給与費に関する事項	限られた人員配置の下、現状の体制を確保しつつ、事務処 理の効率化等について調査・研究を進め、職員給与費の適正 化に努めていきます。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ予防保全的 な維持管理を行い、計画的な施設の更新・修繕を図ります。
委託費に関する事項	現在民間委託を行っている業務について、定期的な委託内 容のモニタリングと評価検証を実施し、より効率的な性能発 注に繋げることで、維持管理費の低減を図ります。

第6章 経営戦略の事後検証

本経営戦略の進捗は、毎年度、決算及び投資・財政計画(収支計画)の実績値、目標値等を参考に、評価・検証を行いながら管理(モニタリング)を行います。

また、社会環境等の変化により、経営戦略策定時の状況と実態との間に大きな離が生じることも想定されます。そのため、経営戦略の記載内容及び投資・財政計画(収支計画)については、概ね5年毎に見直しを行うこととし、目標の再設定や経営戦略の修正を行います。

今後、これらの評価、検証、見直しにあっては、PDCA サイクルを活用して、業務改善を図っていきます。

また、国土交通省の「社会資本整備交付金交付要綱の改正について」(令和2年3月31日国官会第29901号)及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」(令和2年7月22日事務連絡)に基づき、経営戦略見直し(5年に1回)を想定した下水道事業の「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を作成しました(表 6.1)。



図 6.1 PDCA サイクルのイメージ

表 6.1 経費回収率の向上に向けたロードマップ(下水道事業)

項目			R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
ロードマップ	経営戦略	計画期間	既往経営戦略		公共下水道事業経営戦略 2025～2034										
		進捗評価	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		見直し													
	収入増加のための取組	使用料の検討													
		使用料改定					●					●			
		接続促進に向けた啓発等													
	支出削減のための取組	広域化・共同化（維持管理の共同化）													
		広域化・共同化（DXの推進）													
		ウォーターPPP導入可能性の検討													
	目標	投資に係る項目	汚水管路施設の耐震化率	第3期事業		耐震診断の実施	R25に100%となるよう事業を実施								
経常収支比率			100.4%	95.1%	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	
財源・財政に係る項目		経費回収率	74.6%	80.7%	74.6%	74.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		一般会計繰入金（百万円）	361.7	353.5	403.3	401.5	338.2	330.5	324.3	322.3	321.3	263.4	261.0	261.7	

函南町 下水道事業経営戦略
2025～2034

発行日 令和7年2月

発 行 函南町 建設経済部 上下水道課

〒419-0192

静岡県田方郡函南町平井717番地の13

TEL:055-979-8120 FAX:055-979-4593

経営比較分析表（令和6年度決算）

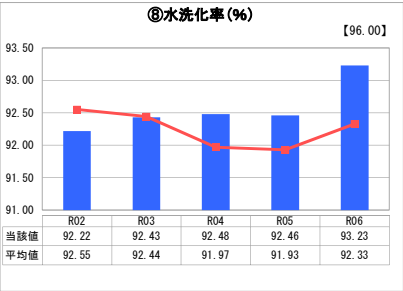
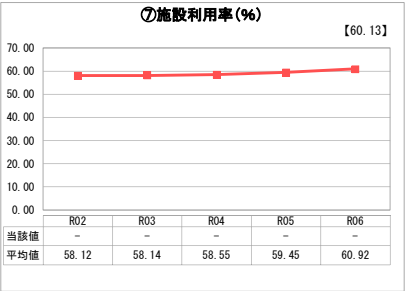
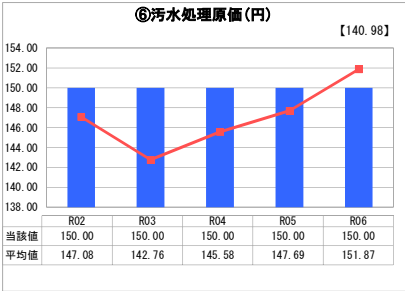
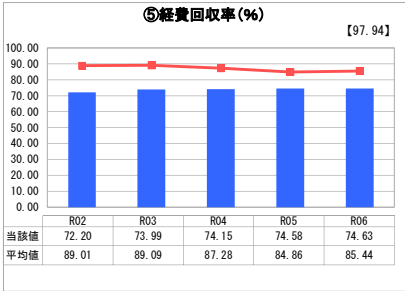
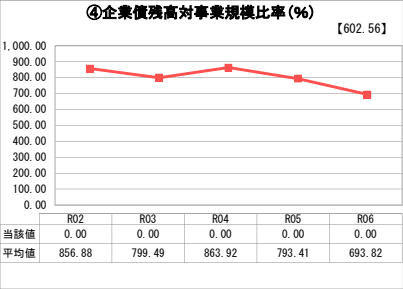
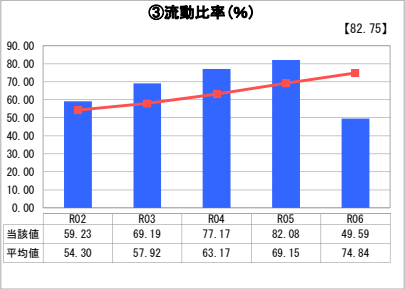
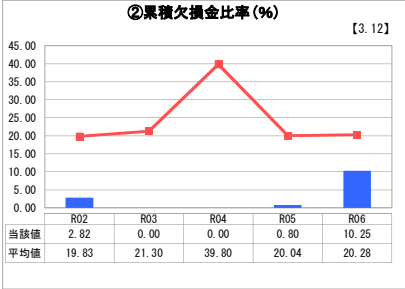
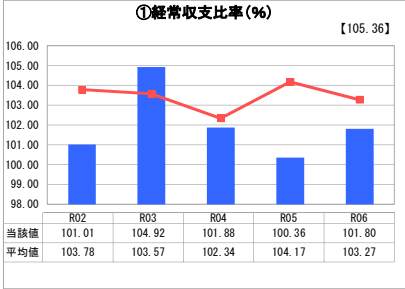
静岡県 函南町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	73.67	65.23	80.03	2,310

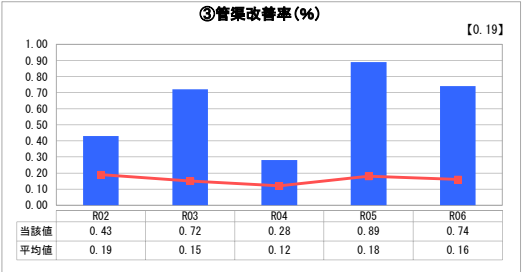
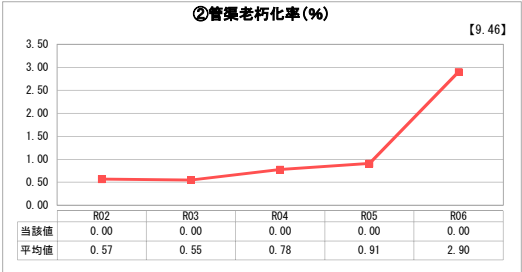
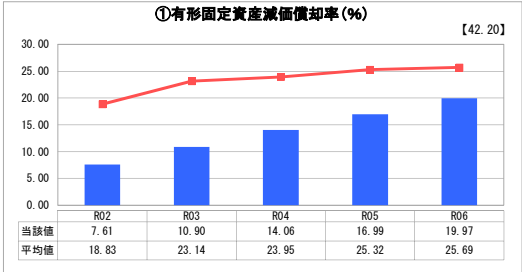
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
36,105	65.16	554.10
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
23,485	3.59	6,541.78

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

公共下水道と特定環境保全公共下水道は、市街化区域の公共下水道整備に合わせ市街化調整区域の住宅密集地を中心に下水道区域の整備を行っている。財務諸表は、公共下水道とセグメント分けせずに行っているため、数値は類似する。

①全国平均・類似団体平均に比べ低い数値となっているものの、下水道使用料の改定により、令和2年度以降は100%を上回っている。一般会計からの繰入がないと経常収支比率を黒字に保てないが現状であるため、使用料収入の増加対策に努める必要がある。

②令和5年度、令和6年度の純損失が多く、累積欠損金比率も前年度比で大きく上昇した。今後、維持管理費等費用の抑制に努めるとともに、使用料収入の増加対策に努める必要がある。

③前年度比で減少している要因は、流動資産である現金預金の減少である。全国平均・類似団体平均に比べ低い数値となっており、今後使用料の見直しを含めた経営改善を図っていく必要がある。

④一般会計からの繰入で企業債を償還しているのが現状である。将来的には、使用料で賄っていきけるような経営改善を図っていく必要がある。

⑤令和元年度以降増加しているものの、類似団体平均よりも低く、100%を下回っている。現在は一般会計からの繰入に依存している状況であることから、今後下水道使用料の適正化により改善を図っていく。

⑥流域下水道のため、県が管理する汚水処理場の維持管理費によって負担が決定される。汚水処理費の中には、雨天時浸入水処理する費用も含まれているため、今後雨天時浸入水対策も図り、汚水処理費の削減に努めていく。

⑦流域下水道により県が管理する汚水処理場で汚水を処理しているため、町で施設を所有していない。

⑧類似団体平均よりも高いが、全国平均よりも低い数値となっているため、引き続き継続対策を行っている。

2. 老朽化の状況について

昭和51年度から下水道事業に着手し、布設から40年以上経過した管が増えてきており、有形固定資産減価償却率も増加傾向にある。

施設改築については、管渠、マンホールポンプのストックマネジメント計画に基づき更新を進めていく。

耐震化については、下水道総合地震対策計画及び下水道耐震化計画に基づき耐震化を進めていく。

全体総括

下水道事業の経営を今後も健全に進めていくために、令和6年度に下水道事業経営戦略の更新を実施した。経営戦略による将来の見通しにおいては、人口の減少に伴う使用料収入の減少が見込まれる一方、未普及対策、改築更新、耐震化等の整備費用が必要とされているため、健全な事業運営を継続するためには、使用料の改定が必要とされている。

管路改築に対しては、ウォーターPPPの導入が国費要件化されるため、現在、流域下水道としてのウォーターPPPの導入可能性調査を実施している。

10年概成により未普及対策事業に伴う補助がなくなることから、今後の下水道整備についても再編を検討する必要があると考える。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和6年度決算）

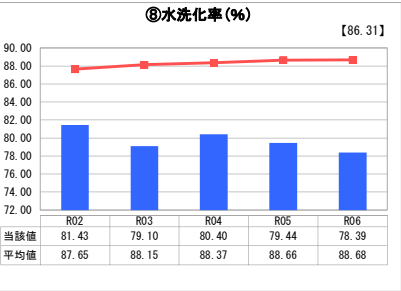
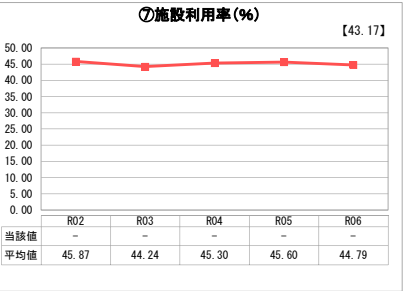
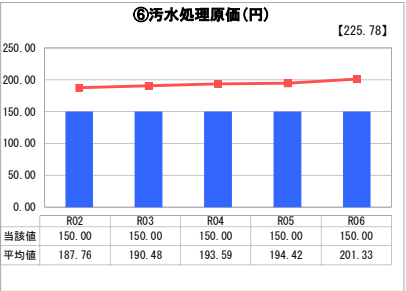
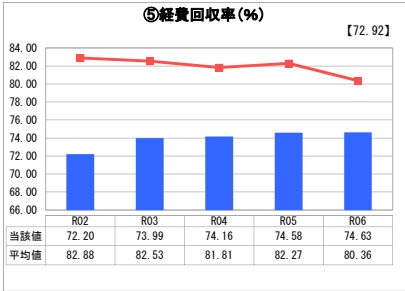
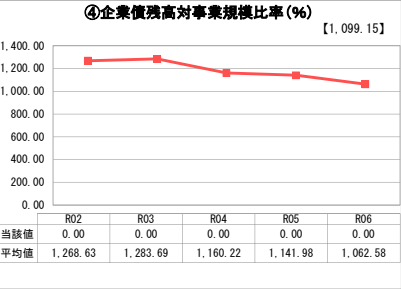
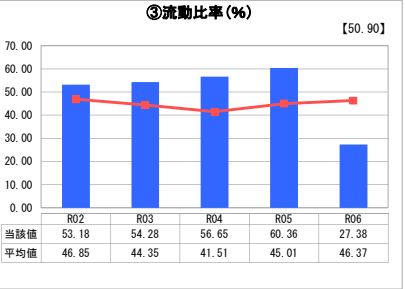
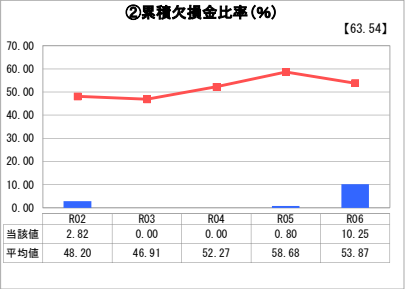
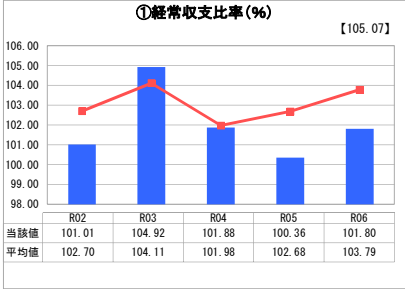
静岡県 函南町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	16.00	10.71	80.03	2,310

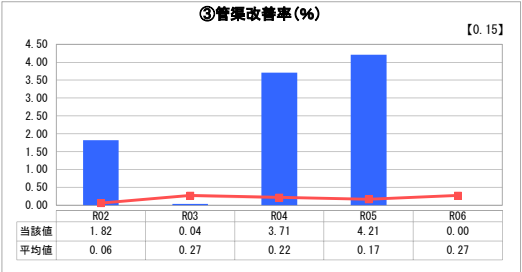
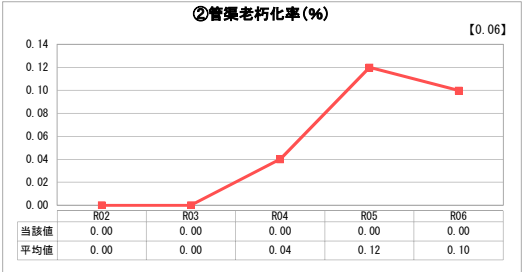
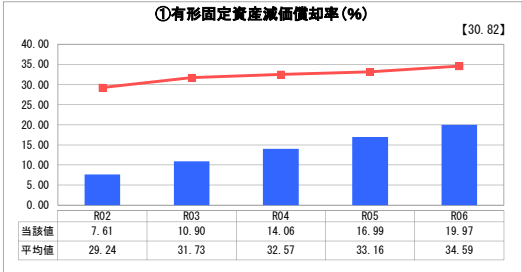
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
36,105	65.16	554.10
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,855	1.44	2,677.08

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

公共下水道と特定環境保全公共下水道は、市街化区域の公共下水道整備に合わせ市街化調整区域の住宅密集地を中心に下水道区域の整備を行っている。財務諸表は、公共下水道とセグメント分けせずに行っているため、数値は類似する。

①全国平均・類似団体平均に比べ低い数値となっているものの、下水道使用料の改定により、令和2年度以降は100%を上回っているが、一般会計からの繰入がないと経常収支比率を黒字に保てないのが現状であるため、使用料収入の増加対策に努める必要がある。

②令和5年度、令和6年度の純損失が多く、累積欠損金比率も前年度比で大きく上昇した。今後、維持管理費等費用の抑制に努めるとともに、使用料収入の増加対策に努める必要がある。

③前年度比で減少している要因は、流動資産である現金預金の減少である。全国平均・類似団体平均に比べ低い数値となっており、今後使用料の見直しを含めた経営改善を図っていく必要がある。

④一般会計からの繰入にて企業債を償還しているのが現状である。将来的には、使用料で賄っていけるような経営改善を図っていく必要がある。

⑤令和元年度以降増加しているものの、類似団体平均よりも低く、100%を下回っている。現在は一般会計からの繰入に依存している状況であることから、今後下水道使用料の適正化により改善を図っていく。

⑥流域下水道のため、県が管理する汚水処理場の維持管理費によって負担が決定される。汚水処理費の中には、雨天時浸入水を処理する費用も含まれているため、今後雨天時浸入水対策も図り、汚水処理費の削減に努めていく。

⑦流域下水道により県が管理する汚水処理場で汚水を処理しているため、町で施設を所有していない。

⑧全国平均・類似団体よりも低い数値となっている。未接続対策を図り、接続率の向上に努めていく。

2. 老朽化の状況について

昭和51年度から下水道事業に着手し、布設から40年以上経過した管が増えてきており、有形固定資産減価償却率も増加傾向にある。

施設改築については、管渠、マンホールポンプのストックマネジメント計画に基づき更新を進めていく。

耐震化については、下水道総合地震対策計画及び上下水道耐震化計画に基づき耐震化を進めていく。

全体総括

下水道事業の経営を今後も健全に進めていくために、令和6年度に下水道事業経営戦略の更新を実施した。経営戦略による将来の見通しにおいては、人口の減少に伴う使用料収入の減少が見込まれる一方、未普及対策、改築更新、耐震化等の整備費用が必要とされているため、健全な事業運営を継続するためには、使用料の改定が必要とされている。

管路改築に対しては、ウォーターPPPの導入が国費要件化されるため、現在、流域下水道としてのウォーターPPPの導入可能性調査を実施している。

10年概成により未普及対策事業に伴う補助がなくなることから、今後の下水道整備についても再編を検討する必要があると考える。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

函南町公共下水道ストックマネジメント計画

函南町上下水道課

策定 令和 6 年 3 月

改定 令和 7 年 3 月

① スtockマネジメント実施の基本体制

【状態監視保全】… 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※状態監視保全とは、「施設・整備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】… 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標対応年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】… 機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※事後保全とは、「施設・設備の異常の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考）ストックマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管きよ（自然流下管）、マンホール	1 回/5 年毎交互に点検・詳細調査を実施。	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施。	腐食のおそれの大きい箇所
管きよ（自然流下管）、マンホール	1 回/20 年で点検・調査を実施。		重要な幹線等
管きよ（自然流下管）、マンホール	1 回/30 年で点検・調査を実施。		その他の管路

【処理場・ポンプ場施設】※貯留施設等を含む

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
汚水マンホールポンプ	1回/5年程度の頻度で点検・調査を実施。	健全度2以下で改築を実施。	
雨水ポンプ場	通常点検を1回/1年の頻度で実施。 電動機部について1回/20年程度の頻度で分解調査を実施。	健全度2以下で改築を実施。	

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
管きょ（圧送管）	50年	
マンホール蓋	30年	

【処理場・ポンプ場】※貯留施設等を含む

施設名称	目標耐用年数	備考
現場盤	23年	標準耐用年数×1.5倍程度
レベル計	15年	標準耐用年数×1.5倍程度

備考）施設名称を「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国水下水第67号 下水道事業課長通知）」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれで記載してもよい。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】…

管きょ

桝、取付管は施設規模が小さく、応急対応が可能であることから、事後保全に分類する。

【汚水・雨水ポンプ施設】…

ポンプ本体

事後保全対応に位置付けない。

【水処理施設】…

送風機本体もしくは
機械式エアレーション装備

該当なし

【汚泥処理施設】…

汚泥脱水機

該当なし

③改築実施計画

1) 計画期間

令和6年度～令和10年度

初年度より管路施設の点検・調査を行う。変更があった際には、速やかに変更申請を行う。

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	布設年度	供用年数	対象延長(m)	概算費用(百万円)	備考
第8	汚水	管きょ	S48～H15	21～51	1275.13	23.39	管きょ改築の実施設計 ①腐食
第8	汚水	マンホール	S48～H15	21～51	278.37		マンホール改築の実施設計 ①腐食
第8	汚水	管きょ	S48～H15	21～51	1275.13	259.02	①腐食
第8	汚水	マンホール	S48～H15	21～51	278.37	10.53	①腐食
第8	汚水	マンホール蓋	S48～H14	22～51	238(枚)	114.24	
合計						407.18	

【処理場・ポンプ場施設】※ 貯留施設等を含む

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称		対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
宮川 マンホールポンプ場	汚水	現場盤	S60	39		11.0	
		汚水ポンプ設備	H6	30	$\Phi 50 \times 0.28 \text{m}^3/\text{秒}$ $\times 8 \text{m} \times 1.5 \text{kw}$	2.9	
川成 マンホールポンプ場	汚水	現場盤	H2	34		11.0	
		汚水ポンプ設備	H2	34	$\Phi 65 \times 0.17 \text{m}^3/\text{秒}$ $\times 4 \text{m} \times 1.5 \text{kw}$	2.9	
下平井 No.1 マンホールポンプ場	汚水	現場盤	H3	33		11.5	
下平井 No.2 マンホールポンプ場	汚水	現場盤	H5	31		11.0	
		汚水ポンプ設備	H5	31	$\Phi 65 \times 0.17 \text{m}^3/\text{秒}$	2.9	

					×6m×1.5kw		
		レベル計	H5	31		0.1	
大土肥 マンホールポンプ場	汚水	現場盤	H4	32		12.0	
柏谷 No.1 マンホールポンプ場	汚水	汚水 ポンプ設備	H9	27	Φ65×0.2m3/秒 ×7m×1.5kw	2.9	
		レベル計	H9	27	フリクト式	0.1	
柏谷 No.2 マンホールポンプ場	汚水	汚水 ポンプ設備	H10	26	Φ65×0.2m3/秒 ×6m×1.5kw	2.9	
		汚水 ポンプ設備	H10	26	Φ65×0.2m3/秒 ×7m×1.5kw	2.9	
柏谷 No.4 マンホールポンプ場	汚水	汚水 ポンプ設備	H18	18	Φ65×0.29m3/秒 ×9.1m×2.2kw	2.9	
		レベル計	H18	18	フリクト式	0.1	
柏谷 No.5 マンホールポンプ場	汚水	汚水 ポンプ設備	H18	18	Φ80×0.6m3/秒 ×4.8m×1.5kw	4.7	
		レベル計	H18	18	フリクト式	0.1	
肥田 No.1 マンホールポンプ場	汚水	汚水 ポンプ設備	H18	18	Φ100×1.14m3/秒 ×8m×1.5kw	5.9	
		レベル計	H18	18	フリクト式	0.1	
合計						87.9	

備考1) 改築を実施する施設のうち、② 1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国水下水第67号 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考3) 「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国水下水第67号 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定し得ない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合

- ④ 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素（ N_2O ）排出量を削減する場合
- ⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に規定する「地方公共団体実行計画」に位置付けられ、当該計画の目標達成のために施設機能を向上させる必要がある場合
- ⑥ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑦ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑩ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑪ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑫ 合流式下水道を改善する場合

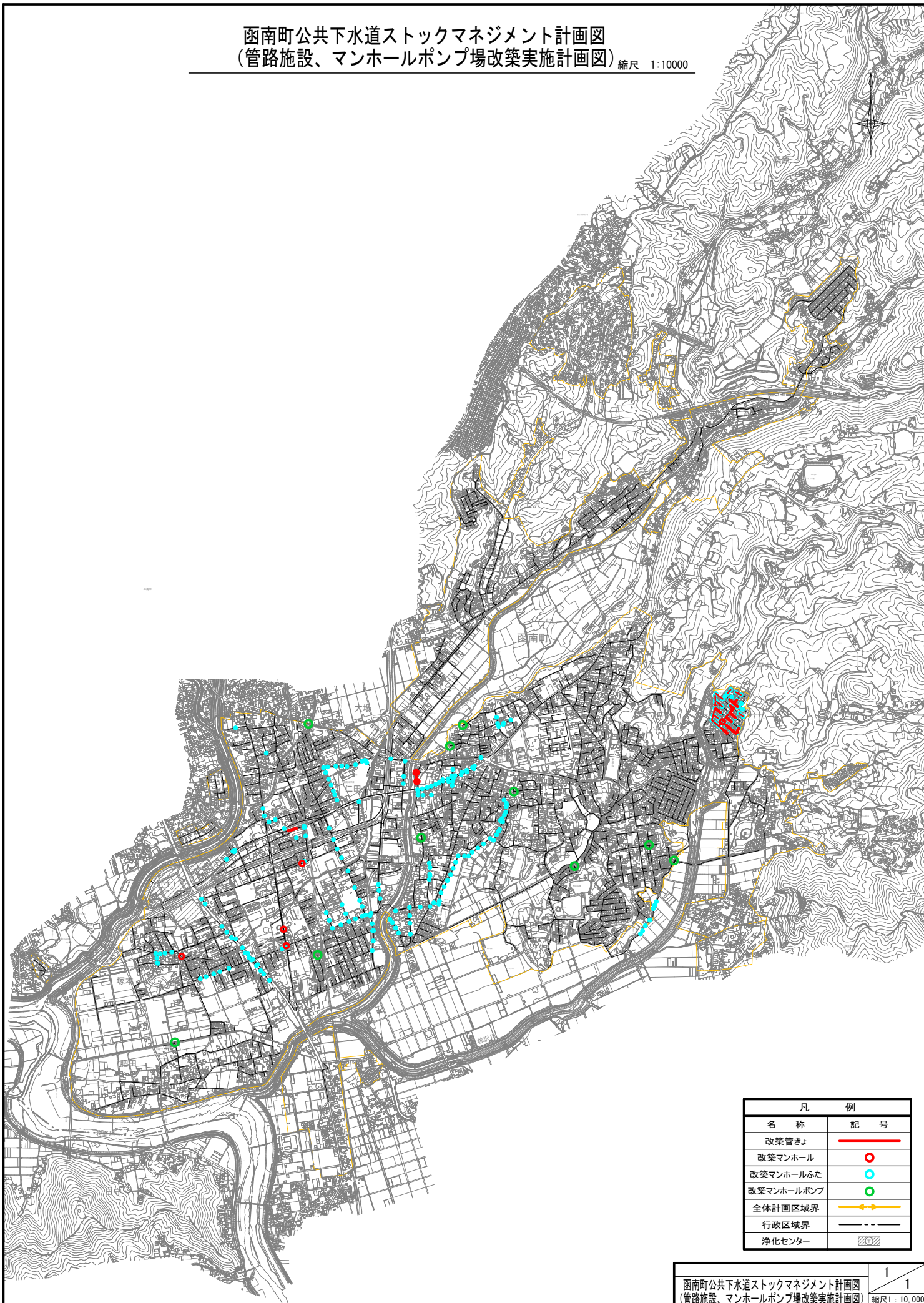
備考 4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期	対象施設
約526.09 百万円 / 年	概ね100年	管路施設
約28.6百万円 / 年	概ね75年	ポンプ場施設

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。

函南町公共下水道ストックマネジメント計画図
(管路施設、マンホールポンプ場改築実施計画図) 縮尺 1:10000



凡 例	
名 称	記 号
改築管きょ	—
改築マンホール	○
改築マンホールふた	○
改築マンホールポンプ	○
全体計画区域界	—
行政区境界	---
浄化センター	〇〇

函南町公共下水道ストックマネジメント計画図 (管路施設、マンホールポンプ場改築実施計画図)		1 1
函 南 町		縮尺1:10,000
承 認	設 計	令和 7 年 3 月

総 財 公 第 18 号
令和 8 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総務副大臣 高橋 克法
(公 印 省 略)

令和 8 年度の地方公営企業繰出金について（通知）

標記の件につきまして、別紙のとおり定めましたので、通知します。

(別紙)

令和8年度の地方公営企業繰出金について

最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので、地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いします。

なお、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するものですので、御承知願います。

貴都道府県内市町村等に対しましても、周知されるようお願いします。

記

～ 下水道事業該当部分のみ抜粋 ～

第7 下水道事業

1 雨水処理に要する経費

(1) 趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

2 分流式下水道等に要する経費

(1) 趣旨

分流式下水道（「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号）に基づくものをいう。）等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を

除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 流域下水道の建設に要する経費

(1) 趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第4号イに該当するものに限る。)の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%(単独事業に係るものにあつては10%)、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%(単独事業に係るものにあつては10%)とする。ただし、平成12年度から令和8年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務(専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。)に要する経費に相当する額とする。

5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要

する経費の2分の1とする。

6 不明水の処理に要する経費

(1) 趣旨

不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。

7 高度処理に要する経費

(1) 趣旨

下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く。）に相当する額の一部（2分の1を基準とする。）とする。

8 高資本費対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる下水道事業は、令和6年度までに地方公営企業法を適用している事業（地方公営企業法を適用していない事業であって、既に統合・廃止が決定しており、将来にわたり継続を見込まないもので、その旨公表しているもの又は災害対応その他の理由により、地方公営企業法の適用が著しく困難であったものを含む。）であって、当該年度前5年度内に経営戦略を策定又は改定しているもの（当該年度前5年度内に経営戦略を改定していない事業であって、災害その他の理由により、経営戦略の改定が著しく困難であったものを含む。）のうち、次の事業とする。

（ア）供用開始30年未満の下水道事業（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）のうち前々年度における有収水量1m³当たりの算定対象資本費（資本費から、雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要

する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次の表に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。) が 43 円以上かつ有収水量 1 m³当たりの使用料が 150 円以上の事業

処理区域内人口密度(人/ha)	乗率
25 未満	0.6
25 以上 50 未満	0.5
50 以上 75 未満	0.4
75 以上 100 未満	0.3
100 以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

※ 特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。

(イ) 複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業であって、平成 30 年 4 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の下水道事業が (ア) を満たす場合 (この場合において、(ア) 中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)

(ウ) 「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成 30 年 1 月 17 日付け総財準第 1 号、29 農振第 1698 号、29 水港第 2464 号、国下事第 56 号、環循適発第 1801171 号) により策定した「広域化・共同化計画」に基づき、複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業 (一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。) であって、令和 4 年 4 月 1 日以降に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の接続元下水道事業が (ア) を満たす場合 (この場合において、(ア) 中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

(ア) ア (ア) に該当する事業については、前々年度における有収水量 1 m³当たりの算定対象資本費のうち 43 円を超える額 (次の表に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める率を乗じて得た額の合算額) に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量 1 m³当たりの使用

料が 210 円未満の場合、当該使用料を 210 円で除して得た率を乗じて得た額

地方公営企業法を適用している企業		地方公営企業法を適用しない企業	
算定対象資本費（円/m ³ ）	乗率	算定対象資本費（円/m ³ ）	乗率
43 以上 64 未満	0.8	43 以上 64 未満	0.8
64 以上 129 未満	0.85	64 以上 258 未満	0.85
129 以上	0.95	258 以上	0.95

(イ) ア (イ) に該当する事業については、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に (ア) により算定した基準額（この場合において、(ア) 中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。）の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業に係る (ア) により算定した基準額（基準額が生じない場合は 0）を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して 1 年目から 5 年目までの年度	1.0
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して 6 年目の年度	0.9
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して 7 年目の年度	0.7
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して 8 年目の年度	0.5
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して 9 年目の年度	0.3
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して 10 年目の年度	0.1

(ウ) ア (ウ) に該当する事業のうち、統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20 年目以降に統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に (ア) により算定した基準額（この場合において、(ア) 中「前々年度」とあるのは「統合前年度」

と読み替えるものとする。)の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業(一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。)に係る(ア)により算定した基準額(一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業(存続した部分)に係る(ア)により算定した基準額を含む。基準額が生じない場合は0)を控除した額に、(イ)の表の率を乗じて得た額

(エ) ア(ウ)に該当する事業のうち、統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20年目に達するまでに統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に(ア)により算定した基準額(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業(一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。)に係る(ア)により算定した基準額(一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業(存続した部分)に係る(ア)により算定した基準額を含む。基準額が生じない場合は0)を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目から統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して29年目までの年度	$1 - \frac{\alpha - (\beta + 5)}{30 - (\beta + 5)}$ α: 統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して当該年度までの年数 β: 統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して統合後の供用を開始した日の属する年度までの年数

9 広域化・共同化に要する経費

(1) 趣旨

広域化・共同化に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 平成 30 年度以前に発行した下水道事業債（広域化・共同化分）の元利償還金の 100 分の 55 とする。

イ 「広域化・共同化計画」に基づき令和元年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費に次の率を乗じて得た額とする。

(ア) 合流式の公共下水道 7/10

(イ) 分流式の公共下水道

次に掲げる処理区域内人口密度に応じた率

- ① 25 人/ha 未満であるもの 8/10
- ② 25 人/ha 以上 50 人/ha 未満であるもの 7/10
- ③ 50 人/ha 以上 75 人/ha 未満であるもの 6/10
- ④ 75 人/ha 以上 100 人/ha 未満であるもの 5/10
- ⑤ 100 人/ha 以上であるもの 4/10

(ウ) 公共下水道以外 8/10

※ 公共下水道以外とは、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設をいう。

ウ 「広域化・共同化計画」に基づき令和 4 年度以降に実施する事業のうち、公共下水道等（流域下水道を除く。）を流域下水道へ接続するために市町村（下水道事業を経営する一部事務組合を含む。）が実施する施設等の整備事業については、資本費にイで定める率に 1/10 を加えた率を乗じて得た額とする。

エ 「広域化・共同化計画」に基づき実施する事業のうち、地方債に関する省令（平成 18 年 3 月 31 日総務省令第 54 号）附則第 8 条第 4 号で定める情報システム又は情報通信機器の整備に係る地方債の元利償還金については、イで定める率を乗じて得た額とする。

10 地方公営企業法の適用に要する経費

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費に充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1 1 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第5号）により整備される汚水等を集合的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和8年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1 2 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第7号）により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和8年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1 3 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費

(1) 趣旨

平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行した下水道事業債（特別措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債（特別措置分）の元利償還金に相当する額とする。

1 4 大規模下水道管路の修繕に要する経費

(1) 趣旨

大規模下水道管路特別重点調査等事業実施要綱（令和 7 年 3 月 18 日付け国水下第 52 号）に規定する緊急調査の結果に基づき、対策が必要とされた大規模下水道管路の修繕に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

大規模下水道管路特別重点調査等事業実施要綱に規定する緊急調査の結果に基づき、対策が必要とされた大規模下水道管路の修繕に要する経費（雨水処理に要する経費を除く。）に充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1 5 デジタル技術を活用した下水道管路の点検・調査に要する経費

（1）趣旨

デジタル技術（令和 7 年 3 月に国土交通省が公表した「上下水道 D X 技術カタログ」に掲載されているものをいう。以下 15 において同じ。）を活用した下水道管路に係る点検・調査の委託に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

地方単独事業として行うデジタル技術を活用した下水道管路に係る点検・調査の委託に要する経費（雨水処理に要する経費を除く。）の 2 分の 1 とする。

1 6 その他

（1）趣旨

下水道普及特別対策要綱（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）により実施された事業に係る下水道事業債（普及特別対策分）並びに緊急下水道整備特定事業実施要綱（平成 8 年 4 月 1 日付け建設省都下公発第 145 号及び自治準第 90 号共同通知）及び農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成 5 年 4 月 1 日付け 5 構改 D 第 41 号及び自治準企第 90 号共同通知）により実施された事業に係る下水道事業債（臨時措置分）並びに平成 5 年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成 12 年度までに許可された下水道事業債（特例措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

- ア 下水道事業債（普及特別対策分）の元利償還金の 100 分の 55 とする。
- イ 下水道事業債（臨時措置分）及び下水道事業債（特例措置分）の元利償還金に相当する額とする。

4 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

(1) 趣旨

地方公営企業職員に係る児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）に規定する児童手当の給付に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、次に掲げる地方公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費の合計額とする。

ア 3 歳に満たない児童に係る給付に要する経費の 5 分の 3

イ 3 歳以上 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童に係る給付に要する経費

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 3 日

各課（局）長 様

総務部長

経常収支比率の改善に向けた取組について（依頼）

令和 7 年度地方財政状況調査（決算統計）に基づく速報値によると、当町の財政構造の弾力性を示す経常収支比率が前年度から 2.0 ポイント上昇して 95.4%となり、県内市町の中で最高値となりました。

ついては、令和 9 年度予算編成における改善に向けた取組に御協力をお願いします。

記

1 経常収支比率の県内市町一覧（別紙 1 のとおり）

2 増加要因等（別紙 2 のとおり）

3 経常的収支比率の改善に向けた取組

経常収支比率の高さは財政的な余裕が無い（投資的事業など新規事業への投資余力が少ない）状態を示しており、町が抱える課題の解決や総合計画に掲げる施策の実現に向けて町独自の事業を実施していくためには、財政的な余力を生み出す必要があります。

しかし、今後も物価や人件費の上昇が見込まれる一方で、令和 7 年度に大きく減少した法人町民税の回復等による一般財源の大幅な増加が見込めないことから下記の取組等により歳出構造を見直す必要があります。

(1) 4 月に実施した事業見直しヒアリング結果の着実な反映

(2) 経常的経費の見直し

経常的経費である人件費、扶助費、物件費（需用費、委託料等）、補助費等（負担金及び補助金等）、維持補修費の見直し。

特に、会計年度任用職員報酬、物件費、補助費等（主に一部事務組合や公営企業会計への負担金）は、令和 6 年度決算における全国比較において住民 1 人あたりの決算額等が類似団体の平均よりも高いため、重点的な見直しが必要。

令和7年度地方財政状況調査に基づく経常収支比率の一覧

別紙1

市町名	R7決算	R6決算	増減	
函南町	95.4	93.4	2.0	
袋井市	94.9	95.0	▲ 0.1	
森町	94.6	92.8	1.8	
裾野市	94.5	88.7	5.8	
磐田市	93.9	95.5	▲ 1.5	
伊豆の国市	93.9	91.7	2.2	
焼津市	93.4	92.4	1.0	
島田市	92.3	95.1	▲ 2.8	
伊豆市	92.2	89.8	2.5	
藤枝市	91.8	91.5	0.3	
富士宮市	91.7	93.8	▲ 2.1	
牧之原市	91.6	88.9	2.7	
河津町	91.1	91.3	▲ 0.1	
富士市	90.2	90.3	▲ 0.0	
三島市	90.1	90.6	▲ 0.5	
菊川市	89.9	89.8	0.0	
湖西市	89.5	89.2	0.3	
沼津市	89.3	90.3	▲ 1.0	
小山町	89.2	89.4	▲ 0.2	
長泉町	88.8	87.4	1.4	
掛川市	88.6	90.0	▲ 1.4	
御前崎市	88.5	85.6	2.9	
熱海市	88.2	89.2	▲ 1.0	
伊東市	88.1	89.9	▲ 1.7	
南伊豆町	86.6	85.1	1.5	
下田市	85.7	85.6	0.2	
清水町	84.4	87.2	▲ 2.8	
御殿場市	84.0	84.9	▲ 0.9	
東伊豆町	83.9	85.6	▲ 1.7	
川根本町	83.3	82.2	1.0	
吉田町	81.9	84.0	▲ 2.0	
西伊豆町	81.6	81.7	▲ 0.0	
松崎町		83.2	▲ 83.2	

函南町の経常収支比率の増加要因等

令和 7 年度地方財政状況調査（決算統計）に基づく、当町の経常収支比率は **95.4%（前年度比+2.0%）** で県内市町の中で最高値であり、**当町の過去 5 年の推移でも最高値**となりました。

1 過去 5 年の推移

	R3	R4	R5	R6	R7
函南町	82.7	89.3	91.5	93.4	95.4
静岡県平均	88.6	89.5	90.6	92.3	未公表
類似団体平均	85.3	89.3	91.1	91.3	未公表

※類似団体とは人口と産業構造により全国の市町村をグループ分けしたもの

2 経常収支比率の概要

人件費、扶助費、公債費等、毎年経常的に支出する経費に、経常的な収入である地方税や地方交付税などの、使い道が特定されない財源（一般財源）がどの程度使われているかを示します。

この数値が高くなるほど、臨時的な経費（投資的事業等）に充てる財源の余裕が少ない、**財政運営が厳しい（財政構造が硬直化している）状態**といえます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費に充当された一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

3 増加要因

歳出（分子）は、特定財源の増加等による物件費（経常一般財源）の減（▲63 百万円）があるものの、給与改定による人件費（経常一般財源）の増（+136 百万円）や一部事務組合及び下水道事業への負担金の増加等による補助費等（経常一般財源）の増（+95 百万円）、繰出金（経常一般財源）の増（+42 百万円）等により全体で 236 百万円増加。

歳入（分母）は、臨時財政対策債の皆減（▲47 百万円）があるものの、個人町民税等の増加による地方税（経常）の増（+105 百万円）、普通地方交付税（+99 百万円）の増等により、全体で 60 百万円増加。

その結果、経常的な歳出（分子）が歳入（分母）以上に増加したため、経常収支比率は 2.0%増加。

<主な増減項目>

- ・（分子）人件費 給与改定等に伴う会計年度任用職員報酬（全体）の増 +87 百万円
給与改定に伴う基本給（正規職員）の増 +43 百万円
- ・（分子）補助費等 下水道事業特別会計負担金の増 +38 百万円
- ・（分子）繰出金 介護保険特別会計繰出金の増 +27 百万円
- ・（分母）地方税 法人町民税の減 ▲130 百万円

下水道用語集

①経常収支比率：通常の事業活動によって得られる収入（経常収益）で、通常の事業活動に必要な費用（経常費用）をどの程度賄えているかを示す指標です。下水道事業の経常的な経営状況を把握するために用いられ、100%以上であれば経常収益で経常費用を賄えている状態、100%未満であれば経常収益だけでは経常費用を賄えていない状態を示します。算定式：経常収益÷経常費用×100。

②経費回収率：汚水処理に要する費用を、下水道使用料によってどの程度回収できているかを示す指標です。下水道使用料が、汚水処理に必要な費用をどの程度賄っているかを確認するため、使用料水準を検討する上で特に重要な指標です。100%以上であれば、使用料で汚水処理に要する費用を回収できていることを示し、100%未満の場合は、使用料以外の財源によって不足分を補っていることになります。算定式：使用料収入÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100。

③使用料単価：下水道使用料収入を有収水量で割ったもので、汚水 1 m³当たりについて利用者から平均してどの程度の使用料を受け取っているかを示します。実際の料金表に記載されている 1 m³当たりの料金とは異なり、基本料金や従量料金を含めた実際の使用料収入を有収水量全体で割った平均的な単価です。算定式：下水道使用料収入÷年間有収水量。単位：円／m³。

④汚水処理原価：汚水 1 m³を処理するために必要となる費用を示す指標です。管渠やポンプ場、処理場などの維持管理費、減価償却費、支払利息など、汚水処理に要する費用を基に算定します。使用料単価と比較することで、使用料によって汚水処理費をどの程度賄えているかを確認できます。算定式：汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量。単位：円／m³。

⑤有収水量：下水道使用料の徴収対象となる汚水の水量です。一般的には、水道の使用水量などを基に算定された下水道使用料の対象水量を指します。使用料単価や汚水処理原価、経費回収率などを算定する際の基礎となる重要な数値です。

⑥汚水処理費：家庭や事業所から排出された汚水を収集し、適切に処理するために必要となる費用です。主なものとして、下水道管の維持管理費、ポンプ場・処理場の維持管理費、減価償却費、企業債に係る支払利息などがあります。経費回収率や汚水処理原価を算定する際には、公費で負担すべき経費を除いて算定する場合があります。

⑦水洗化率：下水道を利用できる区域の人口のうち、実際に下水道へ接続して使用している人口の割合です。下水道を整備しても接続する人が少なければ使用料収入

につながらないため、下水道事業の経営面でも重要な指標です。算定式：水洗化人口÷処理区域内人口×100。

⑧下水道普及率：行政区域内の人口のうち、下水道を利用できる区域に居住している人口の割合です。下水道整備がどの程度進んでいるかを示す指標であり、実際に下水道へ接続している割合を示す水洗化率とは異なります。算定式：処理区域内人口÷行政区域内人口×100。

⑨企業債残高対事業規模比率：下水道施設の整備などのために借り入れた企業債の残高が、下水道事業の規模に対してどの程度あるかを示す指標です。企業債残高が大きいほど、将来の元金償還や利息の負担が大きくなる可能性があります。類似団体と比較することで、借入金の水準を確認することができます。

⑩企業債：下水道管、ポンプ場、処理場などの建設・改良に必要な資金を調達するために借り入れる長期的な借入金です。下水道施設は長期間使用するため、建設時の費用を企業債で調達し、将来の利用者も含めて長期間にわたって返済していく仕組みが採られています。

⑪企業債償還金：過去に借り入れた企業債の元金を返済するための支出です。企業債償還金に加えて支払利息も発生するため、企業債残高が大きい場合には、将来の下水道事業経営に一定の負担となります。

⑫減価償却費：下水道管や処理場などの固定資産について、その取得に要した費用を、使用できる期間にわたって各年度の費用として配分するものです。実際にその年度に現金を支払うものではありませんが、施設を使用することによって発生する費用として毎年度計上されます。

⑬一般会計繰入金：下水道事業会計の経費を賄うため、町の一般会計から下水道事業会計へ繰り入れる財源です。下水道事業には、使用者だけでなく一般会計が負担することが適当とされる経費があるため、一定の繰入れが行われています。繰入金には、国が示す繰出基準等に基づく基準内繰入金と、それ以外の基準外繰入金があります。

⑭基準内繰入金：国が示す繰出基準等に基づき、一般会計が負担することが適当とされる経費について、一般会計から下水道事業会計へ繰り入れる財源です。雨水処理に要する経費など、下水道使用料ではなく公費で負担することが適当とされる経費などが該当します。

⑮基準外繰入金：国が示す繰出基準等に基づく基準内繰入金以外に、下水道事業の収支不足などを補うために一般会計から繰り入れる財源です。基準外繰入金が多い場合には、使用料水準、経費削減、将来の財政負担などについて検討する必要があります。

⑯収益的収支：その年度の下水道事業の経営活動によって発生する収益と費用の収支です。主な収入には下水道使用料や一般会計繰入金などがあり、主な支出には維持管理費、減価償却費、企業債の支払利息などがあります。収益的収支の結果として、利益または損失が生じます。

⑰資本的収支：将来にわたって使用する下水道施設の建設・改良や、企業債の元金償還などに関する収入と支出です。主な収入は企業債や国庫補助金など、主な支出は建設改良費や企業債償還金です。一般的に資本的収入だけでは資本的支出を賄えず、不足額を補填財源によって補います。

⑱資本的収支不足額：資本的収入だけでは資本的支出を賄うことができない場合に生じる不足額です。算定式：資本的支出－資本的収入。不足額については、損益勘定留保資金などの補填財源によって補います。

⑲補填財源：資本的収支の不足額を補うために使用する財源です。代表的なものとして、減価償却費などによって生じる損益勘定留保資金、各種積立金などがあります。施設の建設・更新や企業債償還を行うためには、補填財源を含めた資金の確保が重要となります。

⑳經常収益：通常の下水道事業の経営活動によって得られる収益です。下水道使用料、一般会計繰入金、その他の営業収益・営業外収益などが含まれます。

㉑經常費用：通常の下水道事業の経営活動に必要となる費用です。維持管理費、減価償却費、企業債の支払利息などが含まれます。

㉒純利益・純損失：その年度の総収益から総費用を差し引いた結果です。収益が費用を上回れば純利益、費用が収益を上回れば純損失となります。純利益が生じた場合には、将来の施設更新などに備えた財源として活用することができます。

㉓内部留保資金：事業活動によって企業内部に蓄えられ、将来の施設更新や企業債償還などに活用できる資金です。特に、減価償却費などのように費用として計上されても、その年度に現金支出を伴わないものによって資金が内部に留保されることがあります。

②④資本費：下水道施設を整備したことに伴って発生する費用で、主に減価償却費や企業債の支払利息などを指します。施設整備に多額の投資を行った下水道事業では、長期間にわたって資本費が発生することになります。

②⑤有形固定資産減価償却率：下水道管や処理場などの有形固定資産について、減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標です。数値が高いほど固定資産の老朽化が進んでいる可能性があります。ただし、数値だけで施設の安全性や更新の必要性を判断するのではなく、管渠老朽化率など他の指標と併せて判断する必要があります。

②⑥管渠老朽化率：法定耐用年数を超えた下水道管（管渠）が、管渠全体に占める割合です。数値が高いほど、法定耐用年数を超えた管渠が多いことを示します。ただし、法定耐用年数を超えた管渠が直ちに使用できなくなるわけではなく、実際の劣化状況や点検結果等を踏まえて更新の優先順位を判断します。

②⑦管渠改善率：当該年度に更新・改良した管渠延長が、管渠総延長に対してどの程度あるかを示す指標です。数値が高いほど、管渠の更新・改良が進んでいることを示します。老朽化した管渠の増加を抑えるためには、計画的な更新・改良を進めることが重要です。

②⑧累積欠損金比率：これまでの事業活動によって生じた累積欠損金が、営業収益等に対してどの程度の割合となっているかを示す指標です。数値が高いほど、過去からの損失が大きいことを示します。

②⑨流動比率：1年以内に支払う必要がある流動負債に対して、1年以内に現金化できる流動資産がどの程度あるかを示す指標です。短期的な支払能力を確認するために用いられます。算定式：流動資産÷流動負債×100。一般的には100%以上が一つの目安となります。

③⑩自己資本構成比率：総資本に占める自己資本の割合を示す指標です。自己資本の割合が高いほど、借入金などの外部資金への依存度が低く、財務基盤が安定していると考えられます。

③⑪企業債償還元金対減価償却費比率：企業債の元金償還額が、減価償却費に対してどの程度の割合となっているかを示す指標です。企業債の返済が内部留保される資金に対してどの程度の負担となっているかを見る際の参考となります。